

令和4年第7回定例会

清里町議会会議録

令和4年12月16日 開会

令和4年12月16日 閉会

清里町議会

令和4年第7回清里町議会定例会会議録（12月16日）

令和4年第7回清里町議会定例会は、清里町議会議事堂に招集された。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	岡本英明	6番	勝又武司
2番	古谷一夫	7番	村島健二
3番	伊藤忠之	8番	前中康男
4番	堀川哲男	9番	田中誠
5番	池下昇		

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

なし

5. 遅刻議員は次のとおりである。

なし

6. 早退議員は次のとおりである。

なし

7. 地方自治法第121条の規定により、説明のために会議に出席した者は次のとおりである。

町長	櫛引政明
教育長	岸本幸雄
代表監査委員	篠田恵介
農業委員会長	森本宏
選挙管理委員長	中西安次
副町長	本松昭仁
総務課長	野呂田成人
企画政策課長	宮津貴司
町民課長	阿部真也
保健福祉課長	水尾和広
産業建設課長	北川実
産業建設課技術長	酒井隆広
焼酎醸造所長	永野宏
出納室長	三浦厚

生涯学習課長	熊谷	雄二
生涯学習課参与	新輪	誠一
農業委員会事務局長	北川	実
監査委員事務局長	伊藤	浩幸
選挙管理委員会事務局長	野呂田	成人

8. 本会議の書記は次のとおりである。

事務局長	伊藤	浩幸
主査	阿部	由美子
会計年度任用職員	梅内	千夏

9. 本会議の案件は次のとおりである。

報告第3号	令和4年度定例監査の結果について
一般質問	(2名 2件)
議案第61号	職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
議案第62号	町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第63号	公益的法人等への町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
議案第64号	清里町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
議案第65号	職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例
議案第66号	清里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
議案第67号	清里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
議案第68号	ケアハウスきよさとの指定管理者の指定について
議案第69号	令和4年度清里町一般会計補正予算(第7号)
議案第70号	令和4年度清里町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
議案第71号	令和4年度清里町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
議案第72号	令和4年度清里町焼酎事業特別会計補正予算(第2号)
意見案第5号	物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化に関する意見書について

●開会・開議宣告

○議長（田中誠君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は9名です。
ただいまから、令和4年第7回清里町議会定例会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

●日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田中誠君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、2番 古谷一夫君、3番 伊藤忠之君を指名します。

●日程第2 会期の決定

○議長（田中誠君）

日程第2、会期の決定を議題とします。
本件について、議会運営委員会からの報告を求めます。議会運営委員会委員長 堀川哲男君。

○議会運営委員会委員長（堀川哲男君）

議会運営委員会より報告いたします。
本定例会の会期につきまして、12月7日及び本日12月16日、議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について協議した結果、一般質問並びに提出される議案の件数、内容により本日1日間とすることが適当と判断いたしました。
以上が、議会運営委員会の結果でありますので、報告いたします。

○議長（田中誠君）

お諮りします。
本定例会の会期は、報告のとおり本日1日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。
（「異議なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日間に決定しました。

●日程第3 議長諸般の報告

○議長（田中誠君）

日程第3、議長諸般の報告を行います。
事務局長に報告させます。議会事務局長。

○事務局長（伊藤浩幸君）

議長諸般の報告4点につきまして、御報告申し上げます。

1点目、議員の派遣状況及び会議等の出席報告についてであります。

（1）主な会議・行事等について。記載の会議・行事等に議長をはじめ各議員が出席しておりますので、御報告を申し上げます。

2点目、常任委員会等各委員会の開催状況について。

（1）総務文教常任委員会から（3）議会運営委員会まで、記載の期日・案件で会議が開催されておりますので、御報告を申し上げます。

2ページを御覧ください。

3点目、例月現金出納検査の結果について。令和4年11月分について、3ページのとおり提出されております。検査の結果は適正であるとの報告でございます。

4点目、令和4年第7回清里町議会定例会説明員等の報告について、4ページのとおりとなっておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、議長諸般の報告を終わります。

○議長（田中誠君）

これで議長諸般の報告を終わります。

●日程第4 町長一般行政報告

○議長（田中誠君）

日程第4、町長一般行政報告を行います。町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

それでは、町長の一般行政報告を申し上げる前に、私ごとで誠に恐縮ではありますが、一言御報告とおわびを申し上げたいと存じます。

この12月1日に、喉の違和感を覚えまして、PCR検査を受けましたところ、新型コロナウイルスに感染していることが判明いたしました。12月8日まで、在宅にて療養に専念をしておりましたが、この9日より、職場に復帰することができました。

この間、議会をはじめ町民の皆さん、そして職員の皆さんにも、多大なる御心配と御迷惑をおかけいたしましたことに、心よりおわびを申し上げる次第であります。

それでは、町長の一般行政報告を申し上げます。

まず、大きなIの主要事業の状況についてであります。

1点目の新型コロナウイルス感染症対策についてです。道内及びオホーツク管内の新規感染者数は、全数報告が廃止されているために、正確な感染者数は把握できておりませんが、報告のあった人数において、11月22日に過去最多の感染者数を更新し、1万1,394人のピークに達しましたが、その後は増減を繰り返してはいるものの、高止まりに推移をいたしております。予断を許さない状況下には変わりがないところであります。

また、ワクチンの接種率につきましては、記載のとおりでありまして、5回目までの接種率においても、国及び北海道の接種率を上回っておりますが、接種回数の増加により、接種率が減少の傾向を示すようになってきております。

なお、11月より実施しております、町民用抗原検査キット配布事業の実績であります。14

日現在で30世帯62名の方に配布を行っておりまして、検査の結果は記載のとおりであります。

次に、2ページを御覧いただきたいと思えます。

2点目の北海道立清里高等学校創立70周年記念式典についてであります。12月10日、生涯学習総合センターにて開催がされております。

在校生をはじめ、教職員、来賓など約200名が出席し、盛会に開催されたところでもあります。記念行事では、生徒たちによる郷土芸能「きよさと竜神太鼓」の演奏の後、3年生による「きよさと探究まちづくり提言」がありまして、地デジを活用した広報活動の推進と、新たな特産品の開発とSNS等を活用したPR作戦について、御提言をいただいております。

また、第19代の校長先生で、現在は伊達市の教育長であります影山吉則氏より、「地域とともにある学校づくり、地域が人を育み、人が地域をつくる社会の実現を目指して」と、このように題した記念講演をいただいたところであります。

記念式典では、主催者挨拶に続いて、校長先生の祝辞と、オホーツク教育局長、清里町長の祝辞の後に来賓紹介が行われ、功労者への感謝状の贈呈と生徒会長の挨拶、そして最後には、出席者全員で校歌を斉唱し、全ての次第が盛会のうちに終了いたしましたところであります。

次に、大きなⅡの主要事業の執行状況についてであります。12月10日現在の議決工事の進捗状況についてでございます。

まず、繰越事業により実施されておりました清里外1地区農業集落排水事業処理施設改修工事につきましては、記載のとおり、工期内に完了したものであります。

次に、令和4年度工事の執行状況であります。

除雪トラック更新事業につきましては、記載の工期・工事内容で実施がされており、現在は車両本体の製作中でありまして、進捗割合では60%となっているものであります。

次の、ごみ処理運搬車等更新事業につきましても、記載の工期・工事内容で実施がされておりまして、現在は荷台架装の製作中でありまして、進捗割合では60%となっております。

次の、上斜里橋補修工事につきましては、記載の工期・工事内容で実施がされております。現在、橋梁の塗装工事中の施工でありまして、進捗割合では70%となっているものであります。

次に、3ページになりますが、清里小学校改修第3期工事（建築主体）につきましては、記載の工期・工事内容で実施がされております。現在、機械設備付属工事の準備中でありまして、進捗割合では99%となっております。

次の、清里小学校改修第3期工事、同じく第3期の工事ではありますが、機械設備につきましても、記載の工期・工事内容で実施がされております。現在、機械室改修、暖房管及び給水管の更新と冷房設備工事の施工中でありまして、進捗割合では91%となっているものであります。

次の、役場庁舎冷房改修工事につきましては、記載の工期・工事内容で実施がされております。現在は、冷房設備設置工事の施工中でありまして、進捗割合では18%となっております。

介護老人保健施設特殊入浴設備更新事業につきましても、記載の工期・工事内容で実施がされておりまして、現在、既存浴室の撤去工事の施工中でありまして、進捗割合では50%となっております。

次に、大きなⅢの主な会議・行事等の報告についてであります。

石北本線全線開通90周年シンポジウムについてであります。11月29日、北見市の芸術文化ホールにて開催がされておりまして、副町長が出席をいたしております。本シンポジウムは、石北本線の全線開通90周年に合わせ、オホーツク圏の活性化期成会、石北本線部会が主催したものでありまして、当日は、オホーツク管内の行政及び経済関係者約180名が出席をし、北海道大学公

共政策大学院岸教授からの基調講演と、JR北海道及びオホーツク総合振興局から記載の事項について報告があり、研鑽を深めたものであります。

次に、自治会長会議についてであります。12月5日、町民会館にて開催がされております。年末年始における公共施設の利用や災害弱者に対する資料の提供、地域公共交通実証実験、冬期間における除雪体制と、当面する事務事業の周知と連絡事項などについて説明の後、懇談会方式により、地域づくりの提言や要望事項等を中心に意見交換をさせていただいたものであります。自治会長26名の参加をいただいております。

以上、申し上げ、町長の一般行政報告とさせていただきます。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これで、町長一般行政報告を終わります。

●日程第5 教育長一般行政報告

○議長（田中誠君）

日程第5、教育長一般行政報告を行います。教育長 岸本幸雄君。

○教育長（岸本幸雄君）

教育長一般行政報告を申し上げます。

大きなI、主な会議・行事等の報告であります。

1点目、清里中学校3年生地域提言発表会について。12月1日、清里中学校において、総合的な学習の時間の取組のまとめとして、中学生による清里町のまちづくりに関する提言発表が行われました。魅力広がる未来の清里町をメインテーマとして、3年生35名が6つの班に分かれて、暮らし、観光、産業を題材に、自分たちのふるさとである清里町への理解を深めるとともに、町のにぎわいを創出し、町外からも多くの人に来てもらうための方策について、中学生の視点で考えた提言のプレゼンテーションが行われました。

来賓として、商工会事務局長、観光協会事務局長、小・中・高校の学校長、そして私も参加し、それぞれから各発表に対する講評を行いました。

また、今回は、小・中一貫教育に向けた取組といたしまして、3年後には同じ取組を行うこととなる清里小学校6年生35名も参加し、中学生の発表を熱心にメモを取りながら聞き入っております。

2点目、第66回清里町文化祭について。12月4日、3年ぶりとなる町民文化祭が開催されました。今年は、コロナ禍の中、例年行われております食堂やドーナツの販売など、飲食を伴うものは実施されませんでした。4日の舞台発表と、11月29日から4日までの6日間、作品展示が行われ、舞台発表には1日で、延べ約300名の方が来場されました。

3点目、令和4年度清里町文化賞・スポーツ賞受賞式について。12月4日、文化祭舞台発表の前段に行われ、今年度は、各種全国大会や全道大会において優秀な成績を収められました高校生

並びに一般の方、記載の計5名の方に対し、教育委員会より文化賞及び文化奨励賞、並びにスポーツ賞及びスポーツ奨励賞を授与いたしました。授与されました皆様には心より敬意を表しますとともに、今後ますますの御活躍を御祈念申し上げます。

次に、大きなⅡ、教育委員会の開催状況であります。第8回教育委員会が12月6日開催され、記載の案件について審議・決定されております。

以上申し上げます、教育長一般行政報告とさせていただきます。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これで、教育長一般行政報告を終わります。

●日程第6 議会報告第3号

○議長（田中誠君）

日程第6、議会報告第3号、令和4年度定例監査の結果についてを議題とします。監査委員の報告を求めます。代表監査委員 篠田恵介君。

○代表監査委員（篠田恵介君）

地方自治法第199条第4項の規定により、定例監査を実施しましたので、同条9項の規定により、監査結果に関する報告書を提出するものでございます。定例監査の期間でございますが、令和4年10月31日から11月1日まで行ってまいります。

2の、監査の対象でございますが、令和4年9月30日現在の一般会計及び特別会計における(1)予算の執行状況、(2)事業の執行状況、(3)財産の管理状況でございます。また、(4)その他についても行ってまいります。

3、監査を行った部局等でございますが、町長部局及び各委員会等でございます。

4、提出を求めた資料等でございますが、表記の(1)各会計の予算執行状況に関する調書から(8)の調書や書類等でございます。

5、監査の結果でございます。(1)予算の執行状況について。

①監査の方法といたしまして、一般会計及び各特別会計に係る歳入歳出予算の執行状況に関する資料の提出を求め、担当者から資料説明、内容等の聴取、また、関係書類の確認等により監査を実施してまいります。

②の結果でございますが、各会計における予算の執行状況については、次のページからの別表のとおりでございます。計画に基づき、全般的におおむね適正に処理されていることを認めるものでございます。

(2)の事業の執行状況及び契約等の事務処理についてでございます。

①監査の方法といたしまして、事業の執行状況については、各課より工事等実施状況調書の提出を求め、各種工事、物品購入、委託事業など235事業のうち53事業について監査を実施してまいります。

また、補助金・交付金については、103事業のうち18事業を抽出して監査を実施してまいります。監査の実施に当たっては、事業概要、入札等関係書類、契約書・検収書・完成写真等の関係書類、補助金・交付金については、交付申請・決定等の関係書類の提出を求め、必要に応じ所管課から説明を求めています。

また、緑ダム小水力発電事業、武道館トイレ改修工事、葬斎場外部補修工事、17号道路整備工事、4線橋補修工事、さくらんぼ団地手摺撤去工事等について、現地に赴き実地監査を行ってまいります。

②の監査の結果でございますが、事業の執行状況は、それぞれの工事等実施計画、工事工程表に基づき、おおむね予定どおりの進捗状況である。また、契約及び補助金等の事務処理に当たっては、財務規則等の法令に基づき執行されており、おおむね適正と認めるものでございます。

(3) その他の監査でございます。

①監査の方法。公金の取扱いについて、出納室、札支所、緑支所に出向き、実地監査を行ってまいります。

②監査の結果でございます。支所等の公金の取扱いは正確であり、事務処理についても適正になされている。

6総括。令和4年度各会計の予算執行状況及び事務処理については、全般を通じて重要な不備はなく、おおむね適正に処理されていると認めるものでございます。

なお、行政運営に当たって、今後もより一層公平で合理的かつ能率的な執行に努められるとともに、情報の共有により各部署が統一した認識の下、法令等を遵守した事務執行に留意されたい。また近年、施設業務管理及び施策等の推進に当たり、アウトソーシングの導入が図られているが、民間事業者のノウハウが十分に活用され、行政サービスの質の向上と業務削減等の効果が得られるとともに、業務等の履行に当たり、契約書及び仕様書等の内容が遵守されるよう、適切な進捗管理及び指導監督に努められたい。

以上を申し上げまして、令和4年度定例監査の結果についての報告とさせていただきます。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これで、議会報告第3号、令和4年度定例監査の結果についてを終わります。

●日程第7 一般質問

○議長（田中誠君）

日程第7、一般質問を行います。順番に発言を許します。村島健二君。

○7番（村島健二君）

それでは、事前に通告しております項目について質問をいたしたいと存じます。

職員の自死についてであります。11月29日、町議会臨時議会において、町長一般行政報告の中で職員の自死事案について、遺族側弁護士より災害認定が確定したとの報告を受けたところ

であります。今後については、遺族弁護士と町側弁護士との間で、速やかに話し合いを進めて対処するとの町長の御答弁でありました。しかし、遺族、故人に対しての損害賠償、補償などについては、どのような対応をされるのか、伺いたいと思います。

次に、3期目の公約実績について伺います。2期8年は、公約どおり新規事業も継続事業も速やかに進められておりましたが、3期目に入りまして、私個人に数名の方々から何度となく苦情がございました。まずは、観光の目玉として、神の子池の実施設計までやっておきながら、林野庁、環境庁の許可が下りず振出しに戻ってしまったこと、また、さらには認定こども園の事業も同じ結果に、現在終わっております。今後の考え方を伺いたいと存じます。

次に、今年度で任期満了となりますが、次期町政担当の考えはあるのかないかを伺いたいと思います。

以上の3点について伺いたいと思います。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

ただいまの村島議員の御質問にお答えをいたします。

まず1点目の職員の自死事案についての、今後の御遺族への補償などの対応についてであります。

当時、産業建設課産業振興グループの職員が、令和3年2月26日、庁舎内で自らの命を絶つという辛く悲しい事案が発生をいたしました。亡くなられた状況が庁舎内ということもありまして、早急な原因究明が必要との判断の下に、御遺族様の御同意をいただき、北海道町村会の顧問法律事務所でありました佐々木総合法律事務所に調査を依頼いたしましたところ、同年の7月2日、調査報告が提出されてまいりました。

調査報告の内容と結語につきましては、今までも所管の常任委員会、議会の自死事案に関する調査特別委員会、一般質問などの機会に御説明をさせていただいておりますが、調査報告書では、その起因とする原因は上司による常態的なパワーハラスメントと、故人の能力に見合った業務内容、業務量、業務体制ではなかったことによる大きな心理的負担、精神的抑制力の阻害による結果とされ、結論としては、パワハラを含む過酷な労働環境に起因した精神疾患が原因として起きたものとするものでありまして、故人に対し繰り返し行われていた上司のパワーハラスメントは、職務上の違法行為に当たると同時に、それ自体が安全配慮義務違反に該当し、国家賠償法第1条1項に基づく損害賠償責任を構成すると結語され、町の法的責任も認めざるを得ないとされるものでありました。

私は町の最高責任者として、本調査報告の内容を真摯に受け止め、調査結果を全面的に認めるとともに、こうしたことがもう二度と起きない、そして起こさないために、議会特別委員会の報告にあります再発防止に向けた8つの提言、清里町コンプライアンス条例、職員の法令・服務規律遵守のための行動指針を基本に、職員倫理と職場環境の改善に取り組んでいるところであります。

改めて、こうした事態を招き、尊い命が奪われたことに対しまして、職場の最高責任者としてその責任を痛感し、心からおわびを申し上げる次第であります。

御質問の今後の補償などへの対応についてであります。11月29日開催の臨時議会での一般

行政報告で申し上げておりますように、本年4月5日に地方公務員災害補償基金北海道支部宛に進達をいたしておりました公務災害認定請求書類の審査が終了いたしまして、この10月28日、受領の通知をもって公務上の災害と認定との結果をいただいております。この結果については、御遺族側の法律事務所にも同時に周知がされたところであります。

現在、御遺族側の委任法律事務所において、遺族補償年金等に係る請求事務が取り行われているものと考えているところであります。なお、当該事務の請求には、事案発生前3か月の平均給与額を町の附帯書類として添付することになっておりまして、これらを基に補償基金において、遺族補償年金等の金額を積算し支払われることになっております。

これらの支払いまでの日程であります。通常、請求があって決定までに1か月かかるとされておまして、支払いまでには約2か月程度の日数を要するとのこととあります。

これら遺族補償年金とは別に、災害補償の算定に含まれない逸失利益や慰謝料などのいわゆる賠償金であります。この請求が今後、御遺族様より生じてくることもあり得ますので、この場合については、町の委任法律事務所とも十分に協議し、進めてまいる所存であります。冒頭申し上げましたように、基本的な考えといたしましては、本調査報告の内容を真摯に受けとめ、調査結果を全面的に認めるとしておりますので、遅滞なく議会とも協議・報告の上、誠心誠意、解決に向けて進めてまいる所存でありますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

次に、御質問の2点目の3期目の公約などの実績評価及び次期町政についての実績評価についてお答えを申し上げたいと思います。

私は平成23年の統一地方選挙で町長に就任以来、3期12年間、町議会をはじめ町民皆さんの温かい御指導、御支援、御協力をいただく中、町政を担わせていただくことができました。

私にとりましては、この3期12年間は、東日本大震災をはじめとする相次ぐ自然災害、人口減少や少子高齢化、TPPイレブンやEPA、アメリカとの二国間貿易協定、さらには長引く地方経済の低迷や再生可能エネルギーへの取組、そして単独では維持困難な線区におけるJR釧網本線への対応、さらに新型コロナウイルスの感染症への対応や、ここに来て原油高に伴う燃料・電気代の高騰、さらにはロシアのウクライナ侵攻や円高に伴うありとあらゆる生活・生産物資の高騰などへの対応、全体的な時代の流れとしてのデジタル化、地球温暖化、脱炭素社会への取組など、町の将来を左右しかねない重要な課題の取組につきましても、職員とともに積極的に取り組んできたところでございます。

職員の自死事案の案件等もあり、極めて困難で、厳しい中での3期12年間でありました。特に、この3期目の4年間は、まちづくりの集大成との気合いの下に、3期を通じて公約に掲げておりました本当にこの町に住んでよかったと幸せを実感することができるまちづくりを実現するために、様々な分野における施策や各種事業を推進するために、全身全霊を傾注してきたところであります。

こうした中、新たにこの3年間で取り組んできた産業経済、医療、福祉、子育て、教育などのソフト事業としては、脳神経外科への開設支援や高齢者ハイヤー助成事業、きよポンカードのシステム化、認知症支援推進事業や高齢者等暖房費支援事業、そして、現在進めております地域公共交通実証実験、さらにはハザードマップの作成事業、子育て世代包括支援センターの新規設置、GIGAスクール支援事業などをはじめ、既存の制度や施策の見直しによる充実・強化についても、積極的に進めてまいりました。

また、ハード事業につきましても、総合庁舎の非常用電源設備、役場庁舎の冷房設備、小水力発電事業、産地生産パワーアップ事業でのGPS装置、麦乾燥調製貯蔵施設及びコンバインの整

備再編、コミュニティセンター改修事業、農業集落排水施設の機能強化事業、道路新設、橋梁補修事業、公営住宅の建設と改修、老健施設の冷房施設、清里小学校の大規模改修事業などを実施させていただき、かつ、規模の小さな事業までも拾い上げると、今申し上げました何十倍もの事業や施策を実施させていただくことができました。

また、財政運営におきましても、私が町政を引き継いだ時点と比較し、令和3年度末決算において、一般会計の基金残高で32億2,900万円が46億円となっております、13億7,000万円の積み増しを行ったところでもあります。また、地方債の残高、いわゆる借金ではありますが、借金は85億7,000万円ありましたが、現在59億4,500万円となっております、21億8,000万円減少をいたしております。

そうしたことから、収支総額では35億5,000万円の収支が改善をし、財政力指数においても一段と改善、強化が進んでいるところであります。

これもひとえに、議員各位並びに町民皆さんの力強い御支援と御指導、御理解のたまものでありまして、衷心より熱く御礼を申し上げる次第であります。

ただ、議員からの御指摘をいただきましたように、観光事業でありました神の子池周辺の再編整備につきまして、用地の関係、また設計上の関係から延期をせざるを得ない状況になっておりまして、現在、それらの解決に向けて、鋭意取り組んでいるところであります。

また、認定こども園につきましても、幼保一元を掲げて早い段階で整備、運営に入りたいというようなことで、現在まで進めておりますが、全体の計画がやっとまとまりつつある段階まで持ち込んできたわけでありまして、あとは、粛々と実施に向けた対応を進めていきたいということでありますが、いずれにしろ手順がありますので、その手順に基づいて基本構想、基本計画、実施設計、そして事業への着工ということになってこようかと思っておりますので、もう少しの時間を頂きたいというふうに考える次第であります。

そうした一方、ここへ来て、医療、歯科医院の閉院、また、中央商店街の空洞化、緑・札弦地区での再編整備、認定こども園、先ほど申し上げたとおりであります。また、消防庁舎の整備、さらには、デジタル田園国家構想や脱炭素社会の構築など、課題や問題が山積をいたしております。

高度成長期やバブル経済期に建設された公共施設の経年老朽化に伴い、施設の再編整備が必要となってきておりますので、2040まちづくり構想と最上位のまちづくり計画であります第6次清里町総合計画、そして各分野計画に基づき、首長をはじめ議会議員、職員、そして町民の皆さんが一丸となって将来展望を切り開いていかなければならないものと考えている次第であります。

次に、次期町政に対する考え方についてであります。この3期4年間、コロナ禍での大変な状況でありましたが、令和2年度には第6次清里町総合計画が総合開発審議会委員さんの絶大なるお力添えをいただき、新たな視点と発想の下に、夢と希望にあふれた次の時代のまちづくり計画として策定がされました。ここに「うるおいと温もりで未来を創るまち きよさと」を、理想の将来像とする新しいまちづくりの将来像とその方向性が示されたところでございます。

つきましては、先ほども申し上げましたように、新たな課題や問題が山積している中ではありますが、ここから先は次代を担う若い人たちによる新しい感覚と豊かな感性を持ってまちづくりを進めていただくことこそが、清里町の持続的な発展にとって最良の選択肢であるとの判断の下に、町政運営のバトンを次の新しい走者に引き継いでまいりたいと考えている次第であります。

以上、申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（田中誠君）

村島健二君。

○7番（村島健二君）

再質問いたしたいと思いますが、1点目の職員の自死についてであります。

オホーツク振興局の自治体の中でも、似たような事案が起きております。また斜里岳の裏の自治体にも同様の事案が起きていることは、御承知のとおりであります。

他の自治体の解決を見ても、時間と年数がかかりかかっております。我が町が町として、我が町の、どのような考えでおられるのか再度伺いたいと思います。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

公務災害認定の通知があって、それに基づく遺族年金の請求事務に入っていると思います。いずれにしろ、その事務が整理されないうちは次の対応がなされないわけでありまして、その事務後に御遺族側から損害賠償請求がなされるかどうか。その状況に応じて、先ほども申し上げましたように、町としての責任、全面的に感じております。そうした中で誠心誠意、速やかに対応したい。また、その内容について、対応の内容等については、議会とも十分に相談をさせていただきたいというふうに考えている次第であります。

○議長（田中誠君）

村島健二君。

○7番（村島健二君）

それでは、再々質問になりますが、この事案について、議会として特別委員会を立ち上げ、自死に対する結果について調査をさせていただきました。調査の結果は、この事案は、二、三年前からパワハラ行為があったとの他の職員の証言でも分かりました。故人は耐え切れず、職員を退職の考えを、名指しで申し訳ありませんが、副町長へ相談をかけたようであります。そのとき、なぜ、率直に受け止め入れなければ、2度とこのような事案はなかったものと、2月26日の出来事は起きなかったかもしれません。

返答によりますと、4月の人事異動まで頑張ってくれと言ったのか、辛抱してくれと言ったのかは、私は分かりません。結果論ではありますが、疑問でなりません。この点についての考えはあるのか、お伺いたいと思います。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

ただいまの御質問であります。本人、亡くなる前に副町長のところにおいでになったということで、副町長がその時点でも、間もなく年度替わりになるので、その場で人事異動を必ずする

からという話をしたということで、私のところに副町長からも報告をいただいたところであります。

ただ、ここで本人の名誉のために申し上げておきたいと思いますが、その時点で副町長が相談を受けた、本人からですよ、本人から直接相談を受けたのは、自分が仕事がなかなかうまくできないと、仕事上の悩みということで、調査報告にありますようにパワハラの悩み相談を直接受けただけではありません。ただ、その前に、何人かの職員から、副町長にパワハラらしいことが起きているよという話はあったみたいであります。本人からは直接相談があったのは仕事上の悩みで、これ以上、この今の、現在の仕事を続けることが難しくなってきたという相談であったと、ですから、その仕事上の話の中で、次の人事異動のときに、必ず人事をするから、あともう一、二か月の話ですので待っていただきたいと、それまで頑張っていたいただきたいということで、お話を申し上げたということでありますので、その旨をしっかりと御報告を申し上げておきたいというふうに思います。

○議長（田中誠君）

村島健二君。

○7番（村島健二君）

いろいろと理由はあったとは思いますが、よく使われる言葉であります。死人に口なしということでありまして、そういう副町長との話し合いがなされていたのは事実だと私は思っております。

このパワハラ行為というものが、私は二、三年と申し上げましたが、早くからあったのは事実なんです。それを言葉は悪いんですが、黙認したような形であったから、こういう最終的に、結果論になってしまったと言っても過言ではないと私は思うんです。

ただ、亡くなった御本人に対して、私は心から御冥福をお祈りしたいなと思います。

それではこのことについて、何かありませんか。あったら。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

ただいまの件につきましては、本当に辛くて苦しい事案でありました。何とかそこら辺、早く気づいてしっかりと対応できていればなと、本当に後悔している次第でもございます。

今後、御遺族の皆さんに対して、誠心誠意尽くしていきながら、またそういう事案が出た段階においても、議会のほうとも十分に相談し、速やかな対応ができるように、我々としても最大の努力をしていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（田中誠君）

村島健二君。

○7番（村島健二君）

自死については、以上で終わりますけれども、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

次に、2点目であります。神の子池の設計、これはさっき町長も答弁なさいましたけれども、結局振出しに戻ったような状況に今ありますけれども、やはりこの清里町は、観光を生かしているかなきゃいけない部分もたくさんあるかと思うんです。

そういう観点からおきまして、やっぱりこの神の子池は、相当早くから、4年前からの計画であったと思うんですね。いろいろと案が4点ほどあった中から絞られて、結果的にまとまったんですけれども、結局、林野庁、観光庁の許可がなかったものですから、もちろん駄目になっちゃったということでもありますから、残念でなりませんけれども、これもやっぱり縮小するなり、やはり見直して完成のほうに向けてやっていただきたいなとお願いしておきます。

次に、認定こども園についても、これも4年かかってこういう結果に終わってしまったわけですが、言うまでもなく我が町も人口減少、少子高齢化、これはもう本当に年々厳しくなってきたております。

そういう観点から、やっぱり予算計上も縮小して、町にあった、子供もいないということになれば、やはりそんな大きなこども園は必要ないと私は考えておりますので、隣町では、小清水町もなんかやるようになったという話もちらっと聞いておりますけれども、やっぱり4年かかりで計画された、公約の中に入っていたわけですから、実現に向けて、やっぱりやっていただきたいなとお願いしたいと思っております。

以上であります。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

観光振興事業の関係であります。神の子池の整備については、観光振興計画の具体的な推進の方策として打ち出していたわけでありまして、中心となる設備については、現在のトイレについて、やはり水洗化した今風のトイレの整備と、併せて園路の確保についての整備を神の子池周辺整備事業として実施すべき調査、そして設計段階に入ったわけでありまして、

その時点でも、御案内のように神の子池のところには電気が通じておりませんので、やはり水洗化ということになれば、電源をいかに確保するかというのが大きな課題になっております。そうしたことから、簡易式なトイレの手法があるということで、それをもって何とか実施できないかということで調査設計に入ったわけですが、人数対応の中では少量の部分であれば対応ができますが、ある程度大規模な形ということになりますと、やはりしっかりとした電源を持ったそういう設備でないと将来的に不安があるというようなこともあります。そして、そういう設備を用意するということになれば、基礎的設備が必要になってまいります。そこで環境省のレクリエーション指定地域になっておりますので、現在の予定している場所がそれから外れないということになりまして、今のままでは認可が下りないというようなことになったわけでありまして、

そういうことから、ただいまも御指摘がありましたように、場合によっては設置場所を変更せざるを得ない状況下にもきているかなというふうに思っておりますので、そこら辺を踏まえて、現在の最終、神の子池のすぐそばにある駐車帯、あそこの場所に、もう設置せざるを得ないことになるかもしれないというようなことも視野に入れながら、次の対応について、環境省はもちろんであります。直接、今現在、所管しております南部森林管理所、いわゆる国有林野の関係についても整理をさせていただきたいというふうに思っております。

私どもとしても、今回、神の子池が、阿寒国立公園の名所が、阿寒摩周国立公園に変更になった時点で、神の子池まで普通区域であります。その国立公園の中に編入されたということもありますし、そうした状況の中で多くの観光客の皆さんもおいでになられておりますので、やはりそうした設備についても、しっかりと対応していかなければならないというふうに感じている次第でありますので、前向きに進めていけるように、一層の努力をしていきたいというふうに考えている次第であります。

また、認定こども園の関係、本当に時間がかかってしまったなというふうに思っておりますが、清里の保育所、札弦の保育所を含めてですが、保育所の体系また幼稚園の体系と、それと将来的な子供さんの推計等をしていくと、やはりそれぞれ独立したという設備よりも、認定こども園として幼保一元化に向けた対応が必要になってくるだろうというふうなことで作業を進めてきたわけで、それらについては、基本の部分については幼稚園側と町側とで合意に達しているところがありますが、具体論としての進め方に少し時間を要してしまったというようなこともあります。

今後は、基本構想が間もなくまとまりますので、その構想に基づいて、準備室の立ち上げと併せながら速やかに進めていく、そういう体制にしていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（田中誠君）

村島健二君。

○7番（村島健二君）

再々質問となりますけれども、実は清里町で今振り返ってみて、30年前以上にちょっと経過するんですけども、企業誘致という問題があったと思います。

このときは、企業名はサンマルコさんという、私の記憶ですからね、あくまでも、あったんですね。私が使用していた土地のところにできるんだと、今言うと、北陽物産の前、真向いにできるんだという話がありました。しかし、この企業誘致も流れてしまった結果に終わりました。

しかし、今年に入って喜ばしい言葉ができました。それは、ツルハドラッグ、11月4日に企業誘致が決定されたと報告を受けました。本当に待ちに待ったこの企業誘致であったと、私も大賛成であります。歓迎であります。大変、町民の方々にお話ししましたら、喜んでいる限りでございます。

今後、町長、これに対して、スムーズにいけば来年の11月、店が出来上がると、これを、ぜひ、先ほども町長が言われたように勇退の話も出ましたけれども、これはもう、絶対やっていただかなければならない事業であると、私も確信しておりますので、この件について一言お願いいたします。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

ただいま企業誘致についての御質問であります。かなり昔になりますけれども、清里町にコロッケ工場、サンマルコ、誘致するということで、誘致の場所も決まり、設備も決まって、さあという段階で頓座をしてしまったと、そういう歴史があったわけですが、今般、御案内の

ように、ツルハドラッグさんが、この11月の中旬に役員会の中で清里町において、店舗展開を行うという決定をされたということでの通知を頂きました。

その前段に、やはり町からお店がなくなっていく、そういう状況の中で、やはり町民の皆さん、いろんな面で不便がかかっております。そういう部分を少しでも解消するためということで、当初の段階では中央商店街を中心としながら考えていたわけですが、やはり今の時代であります。そういう大型店舗ということになりますと、郊外型という形にどうしてもなっておりまして、そういう状況の中で、今、建設予定というのは清里の情報交流施設きよーの北側の駐車場、そこに設置をするということで、その場所での運営ということを強く要求されておりまして、その場所以外であれば進出は不可能ということでありましたので、ツルハさん側とも協議をしながら、その場所を中心に展開をいただくことといたします。

基本的には、いろんな手法があったわけではありますが、いろいろな地域の振興上のことを考えながらも、建物の建設については町によって行う、事業者側ではなくて、町によって行うことによって、町の商工振興につないでいきたいという思いもありましたので、町によって建て、その建てた建物を賃貸借で数十年の、今の予定では20年間ということの賃貸契約により運営をいただくという内容での、今、交渉、協議がほぼ整ったところでありまして、そういう内容で進めてまいります。

また、それにつきましては、実施設計からスタートしなければなりませんので、実施設計につきましても、もともとそういう郊外型店舗としての店舗仕様がありますので、その仕様に基づいて実施をさせていただき、現在、もう既に実施設計を発注をしたところでありまして。

それらが出来上がってきた段階で、議会のほうとも相談をしながら建設工事の予算組みをしていきたいと考えております。なるべく早い時期に、やはり工期にもそれなりの時間を要することになりますので、11月中に店舗を運営スタートさせるということになれば、かなり早いスピードで進めていかなければならないと思っておりますので、それに合うように町としても準備を合わせてやっていきたいというふうに考えております。

店舗の中の具体的な部分は、まだまだこれから詰めていかなければなりませんけれども、基本的にはツルハドラッグさんですので、一連の商品、薬品を中心としながらであります。そのほかに食品関係についても行っていきたいというお話も伺っておりますから、かなり多様性のある店舗になってくるのかなというふうに思っておりますし、また店舗建設に当たっても、町のほうも財源を何とか確保していきたいのと、今の予定ではこれからどうなるか分かりませんが、創生事業でのメニューを導入できないかどうか、今検討している最中でもありますので、そういう部分を導入するということができれば、それに合う仕様も考えていかなければならない。そんなことも踏まえながら、現在作業を進めているという状況でありますので、少しでも町民の皆さんの利便にかなうように、我々も最大の努力をしまっている所存でありますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（田中誠君）

村島健二君。

○7番（村島健二君）

大体的内容をお話ししていただきましたけれども、この後3月予算議会がありますので、予算編成の中でこれを新規事業として進めていっていただきたいとお願いしておきます。

次に、最後になります。今年度で任期もあと4か月余りではありますが、町長のお言葉から勇退をすると、そういう話が出てしまったんでありまして残念でなりませんけれども、この3期目の1年を振り返ってみまして、コロナから始まったといってもおかしくないわけではありますが、不幸にもこの職員の自死という、これが大きなネックになったのではないかなと、私は考えております一人であります。

今後、この3期12年、町長は町のために、一生懸命行政を担当されてやって来られたことは、私も分かります。ただ、勇退するに当たっては、私はやはり誰がその後を受けるかは分かりませんが、やはり後を受ける方に対しても、町の運営そのものを承継できるようなそういう形の中で、3月の予算編成を、今行っている最中だと思えますけれども、やっていただきたいなど。なかなかやはりこの自死に関する事は、町長が辞めたからといって終わってしまう事案じゃないんですね。後を受けた方が、またどうするこうするというような話に相なっていくと私は思いますので、どうかそこらあたりを、今後残された4か月、有意義にやっぱりやっていただきたいと、このようにお願いしておきます。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

次期、町政の担い手の関係であります。その前に、私、この3期12年間、本当に職員の皆さん、そして議会議員の皆さん、町民の皆さんに温かい御支援、御協力をいただきまして、私が掲げておりました、先ほど申し上げました本当にこの町に住んで良かったなとそんなまちづくりが少しでも前に進めばという思いで、共同・共生・共創の考え方を基本にしながら進めてきたところがあります。おおむねの事業、まだやり足りないものがたくさんありますけれども、おおむねのところは、ほぼ計画どおりに進められたかなというふうに思っております。こうしたことに対して、心から感謝とお礼を申し上げたいと思います。

また、今ありましたように、今任期というのは来年の4月いっぱいまで、私の任期がございます。それまでの期間、引き続き緊張感を持ってまちづくり、さらに取り組んでまいりたいというふうに思いますし、今日を機に、これから後継の方々、新しい感覚でのまちづくりを進めていただけるの方々、私としては後継指名をするという考え方は毛頭ございませんが、必然的にまちづくりの方向性というのは、やはりいい町をみんなしてつくっていくという方向性は、誰も同じかというふうに思っているところであります。

そういう人方によるまちづくり、今後しっかりと対応できるように、いろんな面から、側面からバックアップをしながら進めていきたいというふうに考えている次第でありますので、そこら辺についても御理解等よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

○議長（田中誠君）

村島健二君。

○7番（村島健二君）

以上でございます。

○議長（田中誠君）

これで村島健二君の質問を終わります。
ここで、10時50分まで休憩といたします。

休憩 午前10時40分
再開 午前10時50分

○議長（田中誠君）

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。
次に、伊藤忠之君。

○3番（伊藤忠之君）

改めまして、伊藤忠之でございます。

先ほどの村島議員の一般質問に対し、この4年間の町政運営の実績、評価について、さらには次期町政に対する御自身の考えを御答弁されておられましたが、それを踏まえた上で、さきに提出しております一般質問通告書に従い、今後の町としての考え方という形で町長にお伺いいたします。

ここ近年、様々な要因により、社会全体が大きな転換期を迎えており、それに伴い保健福祉や社会福祉を取り巻く情勢も大きく変化してきていると思われまます。保健福祉に関しましては、今まで指摘されてきた国全体としての超高齢化社会への対策に加え、若年層も含めた認知症などの対策や、様々な障がいを持たれた方々への支援対策、また社会保障に関しましては、未曾有の災害ともとれるコロナ禍による雇用問題及び低所得者や低所得世帯に対する各種支援対策、また引きこもりや身寄りのない方々などにおける社会からの孤立、これに対する支援対策など、多岐にわたり様々な支援や対策が求められている情勢になってきていると思えます。

そのような情勢の中、この複雑化、多様化してきている保健福祉や社会福祉に対し、今後も町民がこの住み慣れた町で安心して生活が送れるようにするために、現在、町としてどのような体制を組み、対応しているのかを町長にお伺いいたします。

以上で、私からの1回目の質問といたします。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

ただいま伊藤議員からの御質問にお答えを申し上げます。

ただいま前段でもありましたように、近年、保健福祉を取り巻く環境、本当に目まぐるしく変わってきているところでございます。そうした中で、御案内のように、2025年、そして2040年問題を目前に控えている状況の中であって、福祉施策、過渡期に差しかかってきたなというふう

に実感をいたしております。
そうした新しい福祉の課題に対処していくために、現状の体制においても、やはり対応しきれない、そういう認識も持っている次第ではありますが、ただいまありましたように、まずは、現状の清里町における保健福祉体制、御説明をさせていただきたいというふうに思います。

御案内のように、清里町で保健福祉総合センターを基幹施設として、その中に保健センター、

それから診療所、介護老人保健施設の3つの機能を有して、保健福祉総合センターが設置をされているところでもあります。

また、保健センターには、町の保健福祉部門の中核組織であります保健福祉課のそしてさらに3つのグループを設置をいたしてありまして、保健、衛生、福祉、介護、障がい、母子、児童など、町内の保健福祉行政を一元的に所管をしているところでもあります。

また、それらの町の保健福祉課と合わせて、福祉行政の両輪でもあります社会福祉協議会も中に設置がされております。社会福祉協議会は、当然本部事務と合わせて町からの業務を委託しております地域包括支援センター、さらには独自の居宅介護支援事業所、訪問介護事業所それらを設置し、福祉介護の実践が取られているというような状況になっているわけでもあります。

また、診療所には、町内唯一の医療機関として、清里クリニックが設置をされてありまして、医療及び予防を担っていただくとともに、今日の新型コロナウイルスのワクチン接種の最前線として対応をいただいているところでもあります。

こうした状況を踏まえながら、今後の体制等を考えていかなければならない状況になってきておりますが、そのほかに、介護老人保健施設として、清楽園、特別養護老人ホーム「清楽園」も町内の施設として設置がされているわけでもあります。

清楽園では、要介護度の比較的高い方々が入所をされておりますし、さらには、デイサービス事業と併せた高齢者の生活介護支援機能についても対応をいただいているところでもあります。

また、それ以外に、多少の見守り、そしてサービスで安心して暮らしていける高齢者の住まいであります「ケアハウスきよさと」、50部屋にて整備がされてありまして、清里町全体では、今申し上げました保健福祉総合センターでの介護老人保健施設、そして清楽園が運営をいたしております特養の老人ホーム、さらには、同じく業務を委託させていただいておりますケアハウスきよさと、これらの設備が整備されてありまして、一定程度の高齢者福祉介護施設が整備されているものというふうを考えている次第であります。

また、児童福祉の関係になりますけれども、清里の保育所、それから札弦の保育所を統合して、清里保育所内に保育所グループを設置をいたしてあります。

また、それとは別に、子育て世代包括支援センター、これについては保健センター内に設置をし、幼児から20歳までの子供たちや保護者の心配ごとにワンストップで対応しながら、子供たち、そして保護者の健やかな成長を支援をしているという状況になっております。

これが、本町における現有の保健福祉体制の概要ということになっているところでもあります。

先ほども申し上げましたように、極めて福祉行政、複雑多岐にわたってきております。特に高齢化率が極めて高くなって、清里においては、もう数年も前から超高齢化社会ということになっております。従来と少しずつ変わってきておりますから、全体的な体制の見直し、点検、強化、こころ辺をしっかりと進めていかなければ、もう間に合わないところに来ているというふうな実感を持っているところでもあります。

今後においても、地域包括支援センターを中心としながら、現場に出ていく力を強化をして、地域課題の解決に向けた、そういう対応を進めていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいというふうに存じます。

まず、一応の概要を申し上げまして、1回目の答弁とさせていただきたいと思っております。

○議長（田中誠君）

伊藤忠之君。

○3番（伊藤忠之君）

それでは、再質問させていただきます。

ただいま町長から御答弁いただきましたが、町長も今、おっしゃられたように、本当に複雑化、多様化してきている保健福祉や社会福祉の問題に対しまして、今現在、町としてこれだけ様々な事業施策を行い、対応、対策しているということは、今十分理解いたしました。

先ほどの答弁の中で、最後にもちょっとおっしゃっていましたが、その中でも、今後、保健福祉施策や社会福祉施策を行っていく上で、大変大きなウエートを占めていくと思われまます地域包括支援センター、このことについて少々お伺いいたします。

町長は、先ほどの御答弁の中で、町への地域包括支援センターの移行により、今後様々な課題に対応できるよう体制を強化していくというようなことを述べられたと思っております。

この地域包括支援センターは、今現在、社会福祉協議会への委託となっているようですが、今後、町への移行、このようなことを行った場合、その職員に関しては、社会福祉協議会からの派遣で考えているのかどうか。また、もしそうなのであれば、社会福祉協議会の負担等も含めて、単純にそれだけでは強化につながるのかどうかということを、私は少し疑問に感じております。

体制の立ち上げのみを考えているとまでは申し上げませんが、やはりその施策を強化・推進していくためには、人材の確保や育成、これが非常に重要なことになると私はそのように思っております。現場に出ていき、直接町民の声を聞き、その課題解決や施策展開を図る保健師や社会福祉士、またケアマネなどの専門職の確保や育成、そしてまた、その課題分析や施策立案など、保健福祉政策全般の土台を支える事務職の確保が今まで以上に必要だと、大切だと、そのように思っております。

特に今後、専門職に関しましては、確保すること自体が困難になると予想されますので、誤解を恐れずに申し上げれば、保健福祉政策や社会福祉政策を長期スパンで捉え、余剰人員が出てもいいくらいの覚悟で、戦略的に専門職の人材確保や育成を行うべきと、私はそのように考えますが、町長はどのようにお考えになりますか。お伺いいたします。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

ただいまの御質問の地域包括支援センターの組織体制の強化と職員体制の充実ということですが、地域包括支援センター、これまでも高齢者の皆さんの様々な相談の総合窓口として、地域・家族、そして介護者の皆さんからも頼られる存在として設置がされているところであります。

現在は、御案内のように社会福祉協議会での運営をいただいておりますが、現状の委託におきましては、行政のルールに縛られない機動性の高いメリットがありますので、そうしたメリットを追及しながらやってきたわけですが、ここへ来てかなり内容が変わりつつあります。多岐多様にわたる、そういう状況下になってきておりますので、これの運営について、町にこの令和5年度から移行していきたいということで、今、社会福祉協議会と内容をつぶさに詰めている最中でございます。

それによって、町が直営事業ということで運営することになれば、それまで縦割りであった各課との連携が比較的スムーズに取りやすいというようなメリットをしっかりと確保しながら、やはりこうした福祉課題は全庁的な課題、各課の課題でもあり全庁的な課題でもあるという認識の下に、取扱いを進めていければなというふうなことでの体制強化に努めていきたいというふうに思っております。

参考までに、現在の地域包括支援センターの組織の内容でありますけれども、現在の社会福祉協議会の中では、総括として本部の局長さんがおりますが、そのほか、実動の部隊としては、地域包括支援センターの所長となりますか、専門の職員。これは町から派遣している職員さんがそれ担っていただいておりますし、そのほか、保健師さん、社会福祉士さん、ケアマネジャーさんの全体5名ですが、実動は4名体制ということで、今、取扱いがされているところであります。

なお、今後において、今までは高齢者の方々の総合窓口であります。今後は多種多様な内容に変わってくるだろうと、障がい者の方々や引きこもりのの方々、それから貧困対策などを総合的に扱っていかねばならない、そうした複合的な課題がありますので、そういう体制を取れるように整理をしていく必要がありますし、それに向けた体制づくりをしなばならないというふうに思っております。

当面の移行した段階においては、今の時点では、そのままの形での移行をせざるを得ないかなというふうに思っているところでありますけれども、お話がありましたように、多岐多様にわたってきておりますので、専門職の配置が今の状況でいいのかどうか、改めて検証をしなばなりませんし、当然、事務職として、専門職が専門職としての仕事で働いていただくということになれば、事務職体制も合わせて整備をしていかなばならないというふうに認識をしているところでございますので、計画的にそれらの配置について、取り進めていきたいというふうに考えている次第であります。

また、現有の専門職の皆さんは、社会福祉協議会の職員さんでありますから、移行段階においては、それらの専門職員の皆さんについては、町へ社会福祉協議会から派遣をいただく、そこからスタートをしていくという予定をしておりますが、やはり自前の職員ということで、できるだけ早い時期に町職員として配置をできるように採用部分についても、しっかりと考えていきたいというふうに思っているところであります。

そんな中で、やはり最後にお話がありましたように、包括支援センターの業務内容は本当に大きく当初の段階と変わってきておまして、重層的支援というんだそうではありますが、そういう体制組みをしていかなばれば、もう間に合わないという状況にありますので、それに向けた組織そのものの町への移行と職員体制の充実について一層の努力をしていきたい。

ただ、専門職さんの場合は、今日申し込んだからすぐ応募してくれるという形にはなりません。もう既に、何か月も前から町の、実は専門職員さんも不足をしているものですから、募集を行っておりますが、なかなか応募がないというのも実情でありますので、少しでも先駆けた形でそれらの対応をしていきたいと思っておりますし、今後においては、その確保するための所要の施策も必要になってくるかなというふうに思っておりますので、また、議会とも十分に相談をしながら、そうした対策を進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（田中誠君）

伊藤忠之君。

○3番（伊藤忠之君）

ただいま町長から御答弁いただきましたが、地域包括支援センター、最初の設立当初よりも世の中、社会情勢がかなり変わってきて、本当はかなり幅広い、いろんなところに仕事といますか、関わっていかなくちゃいけないなという状況に大分変わってきたというのは、私も同じような認識でございます。今、町長もおっしゃられていましたけど、その部分が当初から大分変わってきているよと。

ただ、現行、今、実動部隊といますか、実動されている方が4名程度なので、それを今度町に移行していくと。当初は派遣といますか、やっていくと、今後そこは切り替えていきたいということは十二分に理解しますし、そうであるべきだと僕も思っておりますけれども、やはり今おっしゃったとおり、やること自体が多くなってしまったので、単純に移行していただくだけではなく、やはり人材の確保、今やっているとは言いましたけど、なかなか募集をかけているだけでは単純に集まらないところで、多分町長は同じように認識されていると思いますので、いかにどうやって、そういう人材を確保していくかということ、今後、頭を使いながらやっていっていただきたいと思っておりますし、本当にこの部分は大切なことだと思いますから、ぜひとも前向きに、そして戦略的に進めていただきたいと、そのように思っております。

次に、今、申し上げました人員の確保及び育成の件も大事ですけれども、そうすることによっていろいろと問題が生じてきます。行政全般、これに関わる組織改革について御質問いたします。

さきにも述べたように、今後、保健福祉や社会福祉の課題は多岐にわたり複雑化、多様化していくとそのように思われています。そのような中、その課題解決に必要な体制を構築していくと、今の保健福祉課自体がかなり肥大化していき、そのままでは逆に課題に対し迅速な対応ができなくなる、そのような可能性が起きると思われれます。そのためにも、課の分割等を含めた組織機構の見直しや検討を行い、福祉全般の課題を先ほど町長もおっしゃられていましたが、町全体の大きな課題と捉えて、制度や分野の縦割りを超えた課題解決の構造を図っていくべきだと、私はそのような考えますが、もう一度町長にこの部分お伺いいたします。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

社会福祉の課題については、先ほど来申し上げておりますように、多岐多様に複雑化をしてきているというような実情にあります。特に高齢者の方々や認知症の方、そして障がいを持たれた方が、その住み慣れた地域で自分らしく暮らしをしていくことに力点を置きながら進めていかなければならないというふうに思っておりますし、国自体も地域包括ケアシステムの取組という中で様々な対策を出してきておりますが、そうした対策の実施主体が地方に委ねられてきているという実情もございます。状況が大きく変わりつつあります。

そんなところに、さらに超高齢化時代ということで、今後、高齢者の皆さんが人数がどんどん増えていくかということ、決してそうではなくて、一定のラインを維持しながら少しずつこれからは下がっていく。要は、社会全体の人口減少になってきておりますので、逆に言えば、そういうことで一番その歪みを受けているのは若い世代でありますから、若い人の方の、いわゆる支える側

が減ってくるということになってまいりますので、そうした対応を地域包括支援センターの中で、地域や家庭や、そして医療機関や福祉の皆さんとのそういう各分野との連携の中で、どう進めていくかということになってこようかというふうに思います。

そうした中、やはり地域包括支援センターそのものは中心にはなりますが、そこだけで全てが解決もうできない。各課連携、町民の全体的な課題としての取組として進めていかなければならないというふうに私は認識をしているところでありますので、やはりそれに向けた体制づくり、今回たまたま令和5年度から地域包括支援センター、町のほうに移行にいたしますので、それを一つの起点としながら次の体制づくりを考えていきたいというふうに思っておりますし、場合によってはその部門だけでなく、保健福祉課全体の見直しにもつながっていく可能性があるかなというふうにも思っておりますが、今全体を通じながら事務改善委員会のほうでもそこら辺の内容を詰め始めておりますので、もう少し時間はかかりますが、それに向けた体制づくり、しっかりと構築できるように努力していきたいというふうに考える次第であります。

以上です。

○議長（田中誠君）

伊藤忠之君。

○3番（伊藤忠之君）

今、町長より御答弁いただきましたけれども、ある意味、私と同じ認識なのかなと私はそのように、今感じております。

本当に組織もかなり大きくなる、やることも大きくなるとどうしても組織が大きくなっていきますので、そうになっていくと本当になかなか細かいところに届かなくなりますので、その辺は十二分にサービスが行き届くように、その課全体をいろいろやりながら柔軟に対応していただいて、今後の保健福祉に取り組んでいただきたいなとそのように思っております。

次に、体制のほうは、大分、今お話しさせていただいたんですが、御質問もさせていただき、いろいろ分かってきたんですが、保健福祉施策についてお伺いしていきたいと思います。

今現在、日常生活を送る上で何らかのサービスが必要な場合において、高齢者については介護保険事業にて、障がい者については障害者総合支援事業にて支援が行われております。サービスを受けている方々の中でも、その状態の度合いによっては施設入所などによる支援を受けている方もおられます。

このような高齢者施策及び介護施策において、当町では先ほど町長の御答弁にもございましたが、特養施設、老健施設、ケアハウスとこの3つの施設がございます。今現在のそれぞれの施設待機者数、これをお伺いしたいと思います。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

高齢者における介護施設の待機者数の関係であります。所管のほうに調べていただきましたら、各施設において重複して申し込んでいる方がいるということから、全体としては延べ人数になってしまうので、ちょっと実人員とは違うということは、まず頭の中においていただきながら、説

明をさせていただきたいと思いますが、介護老人保健施設きよさととは47名、そのうち清里町民は13名ということになっています。それから、特別養護老人ホーム清楽園では70名、そのうち21名が清里町民であります。そういうことから、全体では117名の待機者がいるということで、これは先ほど申し上げましたように、重複しているので延べ人数ということになります。町民では34名という内容であります。

また、それ以外の見守り施設でありますケアハウスにつきましては12名の待機者でございます。うち7名がきよさと町民という、これが実態というふうに報告をいただいている次第であります。以上です。

○議長（田中誠君）

伊藤忠之君。

○3番（伊藤忠之君）

ただいま町長から御答弁いただきましたが、施設待機者数。まず逆に、さきにケアハウス。こちらのほうで12名、そのうち7名が清里町民ということですね。

また、ケアハウス以外、介護施設の2か所、ここでの待機者数、これが今、町長がおっしゃられたとおり延べ人数になりますけれども、今、現段階で2か所で117名、そのうち清里町民で34名の待機者がいるということですが、今回はこの介護施設待機者、ここの部分の問題解決を考えたときに、まず既存の特養施設と老健施設、これのベッド数は、実は当町の人口比率からいくと道の基準値に達している状態でありまして、今後、新たな施設建設は、なかなか道のほうから認可が下りないであろうと、そのように推察いたします。

また、ここに保健福祉課による令和3年度の事業まとめというレポートがございます。このレポートの中で、高齢者を囲む環境の変化という資料によりますと、これも先ほど町長の御答弁にもございましたけれども、今後20年近くで75歳以上の人口は実はさほど変わらないということに対して、支える側の人口ですね、こちらのほうが半数近くまで減少すると、大変深刻なデータも出ております。

そのような情勢の中、今現在もこれだけの介護施設待機者がいると、それにもかかわらず、今のこの制度の谷間、これによって在宅にて待機を余儀なくされている方々に対する介護者の負担、この介護者の負担は今後さらに増加するのではないかと、そのように思われます。

それらの状況を踏まえ、今後、起こり得る事案も勘案し、在宅介護者への負担軽減に考慮した在宅介護サービスの拡充、この部分をこれから重点的に図っていく必要があるのではないかと、そのように私は考えますが、町長はどのようにお考えになりますか。お伺いいたします。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

ただいまの御質問であります。施設入所を希望される方、必ずしもすんなりと施設入所ができていないというような状況でありますし、実数は別にしても、かなりの方がやはり待機者の状態、つまりは在宅で介護をされているという状況であるというふうに理解をいたすところであります。

町においても、そうした在宅の関係、介護サービスに乗れない方々に対して、町単独の福祉サービス事業というのを展開をいたしております。もうかなりになります、たしか平成14年ぐらいに制度が起きて、それでスタートをし、その時々でサービスの内容等、見直ししながら進めてきているところでありますが、それらについても、今の現状からいって、なかなかかゆいところに手が届かないというものもたくさんあるのかなというふうに思っているところであります。

いずれにしても、そうした入居者が本当に希望どおりに入所できれば一番いいわけですが、できないという実情を踏まえた中に、やはりその入居の当事者もありますが、在宅となれば、やはり支える介護者の立場が極めて大変な状況になってまいります。

当初のうちは、軽度の方であっても年数の経過とともに、やはり中度になり、重度になりということになっていきまして、どちらかという介護しているほうが介護疲れしてしまうというようなことがありますので、そのところをしっかりと支えていけるようなサービス体系を考えていかなければならないというふうに思っております。

ただ、参考までに、現状での町の今の状況でいきますと、町の単独の福祉サービスとしては、ホームヘルプサービス、デイサービス、デイケア、ショートステイ、そして配食のサービス、介護用品支給、訪問サービス、機能訓練、入浴サービス、送迎サービス、介護者がついた送迎の部分で送迎介護サービス、障がい児の補装具の助成事業や、高齢者等の除雪困難者に対する助成事業、こうした事業、全体で、今13の事業で展開をしております。

先ほど申し上げました、住み慣れた地区でいつまでもこの地域で安心してすごしていきたい、暮らしていきたいということになれば、在宅による介護というのは必要不可欠なものでありますので、遠くの親戚より近くの他人、向こう三軒両隣と、昔はよくそう言われて、地縁や血縁の関係を除いても、様々なボランティア活動といいますが、自然の付き合いの中からそういう体系があったわけではありますが、近年はそうした支える力が徐々に少なくなってきているようなことでありますので、直接的な介護をされる方の負担がますます増してきている状況、そういうことを踏まえながら対応をしていきたいというふうに思います。

また、そういう人方はどちらかという、やはり介護者の身体的な、経済的な負担。それは当然ですが、それ以外の精神的な負担という部分を踏まえた中での対応を考えていかなければならないというふうに思っております、そういう負担軽減策の在り方についてもしっかりと関係者、連携しながら、地域包括支援センターを中心としながら、全体での対応を進めていくようにしていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただければというふうに思います。

○議長（田中誠君）

伊藤忠之君。

○3番（伊藤忠之君）

ただいま町長のほうから御答弁いただきましたけれども、町としても平成14年から、今町長が述べられていましたけれども、ちょっと私も書ききれないほど、13事業ですから、様々な福祉サービス事業を展開してきたということは分かりました。

ただ、私がかもって、正直申し上げたいなというのは、今町長も最後ちょこっとおっしゃっていただんですが、今までの事業ありますよね。そのやってきた事業なんですけれども、その事業の、事業やってきたことは分かるんですが、その事業の充実及び強化、これを図っていけないのかということをお伺いしたかったんです。

要は、それらの事業展開において、使い勝手が悪いところ、それが今現在ではないのかと。もしあるのであれば、その事業をブラッシュアップして、より良い事業展開を図れないか、こういうことなんです。

ここにまた保健福祉課のレポートになりますけれども、在宅介護者の集いによるアンケート調査という資料がありまして、その中で介護者の困り事という欄がございます。その欄の中には、トイレに関する声もございます。

一例ですけれども、例えば今現在、紙おむつを現物支給する介護用品支給事業、これの支給基準は、町民税非課税世帯に限ります。課税世帯と非課税世帯で、同じように制度の谷間によって在宅介護を行っていた場合、非課税世帯は現物支給がある一方、課税世帯にはない。

経済的な面もあるとそのことは理解しますけれども、同じように在宅介護を行っているにもかかわらず、一方は町から認められ、一方は町から認められない。そのような状態が、行政や社会からの疎外感につながり、在宅介護者の負担感、これの増につながっていくという声もお聞きしております。

そうだとするのであれば、例えば在宅介護者の負担軽減を図る上で、介護用品支給事業の支給基準の見直しを検討してもいいのではないかと、私はそのような思います。

そして、これはまたさらには、これまでこの事業は介護保険、これを補完する高齢者向けの事業であったわけですけれども、今後は病後者や障がい者などにも対応できる福祉サービスとして、そうした時代に即した使い勝手のいい事業へ転換を図るべきではないかと、私はそのように考えますが、町長はどのようにお考えになりますか。お伺いいたします。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

福祉サービス事業の具体的な公平化といいますか、負担の軽減という事項かなというふうに思います。

全体としては、先ほど来申し上げておりますように、2025年問題、2040年問題ということ、要は2025は団塊の世代の方々が後期高齢者にみんななってしまうという、それによる福祉対策の重要性。さらに2040年問題というのは、今度、団塊の世代の子供たちが高齢者になるという、そういう大きな問題。

これらについても従来であれば、ただ高齢者対策というのは、だんだんと内容が複雑、多岐にわたって引きこもりだとか、貧困だとか、いろんなものが付随した中での対応が必要になってきているということでもあります。

そんな中で、町の先ほど申し上げた13の事業、それぞれに実施をさせていただいておりますが、やはりその時々で必要な部分、使い勝手をきちっと踏まえながら対応ができるように、常に見直しをしていく必要があるというふうに考えております。しっかりとそこら辺は見直しをできるように、我々としても対応を考えていきたいというふうに思っているところでございます。

特にその中でも、負担対応との公平化のことでありますが、一例として先ほど紙おむつの事例を挙げていただきましたが、現状はそういう形でのつなぎをしているところでありますが、ただそれによって、多分所得の高い人あたりが経済的負担というのはそんなにかもしれんけど、ただ差をつけられているなという精神的な負担が大きくなるのしかかっているのだからなというふう

に思っております。

初めのうちは、先ほど申し上げましたが、軽度のうちはそんなに介護度の認識というのではないのかもしれませんが、徐々に介護度が上がっていくことによって、介護者の負担は増大していきます。そうすると、やはりそこにギャップがあることによる精神的な負担という、そういうのが生じてくる可能性が十分にあるものと、私どもも認識をしているところでありますので、今後においては、そうしたところの公平感をいかに保ちながら介護を継続していただけるかというのが、ある一面支え手をしっかりと支えていくという、そういうことにもなっていくかと思っておりますので、それらについても、所管の中で十分に認識を持った中で対応をさせていくようにいたしますので、御理解をいただければというふうに思います。

○議長（田中誠君）

伊藤忠之君。

○3番（伊藤忠之君）

ただいま町長から御答弁いただきましたけれども、この在宅介護サービスの充実強化、これに向け、今町長もおっしゃっていただきましたが、ぜひとも前向きに検討していただけることに期待をしながら、次の質問をしたいと思っております。

次に、清里町における認知症対策、ここについてお伺いいたします。ここ近年、全国的にも若年性をも含め、認知症患者数が増えてきているとそのように言われております。

そのような中、清里町においても、これもまた保健福祉課のレポートになりますけれども、本当に保健福祉課職員、本当に頑張っていると思っております。この清里町認知症対策についてというレポートの中で、清里町の認知症高齢者という資料がございます。

その中で、介護保険主治医意見書というものからの統計によりますと、令和3年度で何らかの認知症の症状を有してはいるが、日常生活は自力でできている方が55名。日常生活に支障を来すような困難さが見られるが、誰かが注意し、見守りや支援を行えば自立できる方が173名。合計228名おられます。そのうち、在宅の方が155名という報告がなされております。この人数はあくまで高齢者が対象ですので、若年性認知症までを含めると、もう少し人数が増えるかと思われるます。

認知症は、誰でも罹患する可能性がある身近な病気だと私は思っておりますが、町としてこの状況をどう捉え、この認知症課題に対し、どのような対策を行っているのか、町長にお伺いいたします。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

認知症の対応の関係であります。今御案内をいただきましたように、令和3年度で何らかの認知症の状況を呈しているという方々が55名、それから見守りや介護を必要としている方々が173名ということで、これ保健福祉課の調査の中で判明をいたしているところであります。

認知症については、高齢になって認知症になる方、それと若いうちから若年の認知症という方々がございます。そういう中においての、集計計算ということであるかなというふうに思っていると

ころであります。ただ、今申し上げましたように、御高齢になったから認知症になるというだけではなくて、誰がいつなっても不思議でないというのが、今、認知症の認識かなというふうに思っております。

そういうことですから、認知症というのは特別なものではないんだということで、自分だっていつになるかわからないと、そういうしっかり考え方の下に認知症の認識をしておかないと、特別な病気としての扱いではないんだということでの整理をしておく必要があるというふうに思いますが、先ほど来申し上げておりますように、そうした方々もやはりこの住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていける、そういうまちづくりにしておかなければならないという思いでいるわけであります。

そのためには、認知症の予防に資するそれぞれの活動、当然、本人や家族が周囲に支援を求めやすい環境づくり、そして認知症の症状や能力に応じてできる限り自立してケアや医療を受けられる体制づくり、これが必要になってくるというふうに思っております。

これらのことも先ほど来申し上げております。本当に多様化、複雑化しておりますし、事務量も膨大に増えつつあります。地域包括支援センターを中心としながら、やはり保健、福祉、医療、家庭や、また地域が連携した活動として事業を展開を進めていく必要があると思っております。

また、町独自でも認知症対策というのを展開しているわけでありまして、認知症バリアフリーの推進、若年性認知症支援の社会参加の支援、そういう事業を展開しております。初期の段階では、認知症の初期集中チームを設置をしながら、そうした情報の交換と、また共有を得ながら、それぞれの事業を展開をしているところでありますし、その認知症対応というのは、また一般の介護と合わせた中ではやっておりますけど、やはり特殊な扱いもありますので、そうした指導者の養成研修、職員の養成研修等も実施してきているということでありまして、少しでも認知症対応につながっていける、そうした体制づくりを強化していきたいということで、今、取り組んでいるところでもありますので、御理解をいただければというふうに思います。

○議長（田中誠君）

伊藤忠之君。

○3番（伊藤忠之君）

ただいま町長のほうから御答弁いただきましたけれども、この認知症対策、これにつきまして、ここの資料にも実は書いてあります認知症施策推進大綱を参考に、先ほど町長おっしゃられていました予防、あと共生の部分、これを両輪として4つの事業を柱とした様々な対策を行っているということでございます。

町長も、ちょっといろいろとおっしゃっていましたが、実は結構これってかなり難しい部分といたしますか、なかなか本当の意味で、各自治体によっては違うのかもしれませんが、ある程度の規模を持っていくとそれなりのいろんなことができるんですけど、やっぱり小さな自治体ではなかなか全部が対応しきれないという部分がある中で、多分うちの町も頑張りながらやっていると思います。

その予防の部分、ここの部分もそうですけれども、今町長おっしゃいましたけれども、各種様々な人材の養成事業、また研修事業、この辺を行っているということもありますし、ただこれはやはり今、僕さきに申し上げましたが、今できる範疇での最大限というふうに行っているのでは

ないかなとそういうふうに理解しています。

ただやはり、その部分だけではどうしてもなかなか厳しいというのは、要は共生の部分、共に生きていくことですね。共生の部分では、やはり先ほど来申し上げております、介護者の負担軽減を図る事業展開を考えていかなければならないのかなと、そのように思っております。認知症の症状が進んでいくと、誰かが常に見守ってあげなければならない状態、そのようになるような状態、そういうこともあり得ます。そうすると在宅介護者の負担もかなり増加することが予想されます。

先ほども申し上げましたが、認知症は誰もが罹患する可能性がある身近な病気です。共生の意味を本当に考えるのであれば、誰もがこの住み慣れた町で安心して暮らしていけるようにする、こうするためにも、今までよりも一歩踏み込んだ大胆な施策として、特養施設や老健施設よりも、国や道による入所者数に関する許認可のハードルが低いと思われる認知症型グループホーム、これの建設運営を町として検討するべき時期に来たのではないかと、私はそのように考えますが、町長はどのようにお考えになりますか。お伺いいたします。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

認知症の予防の関係、それと認知症と共生をしていく関係、いわゆる介護者との連携の中での両者の負担軽減の話、これらも十分に頭に置きながら進めさせていただきたいなというふうに思っております。

また、ただいまありました認知症の施設、いわゆるグループホームだというふうに理解をしたいと思いますが、このグループホームというのは、認知症に特化した小規模の介護施設、認知症介護施設という位置づけになるかと思いますが、認知症の方々にとって生活しやすい環境を整えて、小人数の中での馴染みの環境をつくり上げると、こういう施設でもあります。生活のつまずき、認知症状況を改善しながら、心身の状況を穏やかに保つことのできる施設として、それぞれ設置がされております。

今後において、今お話がありましたように、認知症は誰でもなる。それと年齢にも関係がないということになると、これからどちらかという認知症対応型のそういう施設、また体制づくりというのは、極めて大きな要素になってくるというふうに私自身も考えるところであります。ただ、一面、それぞれの町単独での対応が可能なかどうかということも、全体の体系の中で考えていかなければならないと思っております。

町においても、それぞれの介護施設はありますが、残念なことに認知症に特化した部分は持ち合わせておりません。ただ、今後の必要性というのは十分に認識をしているところでありますから、今後、町内の社会福祉法人の皆さん方とも、それらの対応が果たして可能なかどうかの、当然、そういう設備的な部分もありますし、人材的な部分もありますから、そう単純な話にはなりませんので、そこら辺もしっかりと連携を取りながら、そういう協議についても、常にしていかなければならない、そういう時代背景に入ってきたという認識の中で進めていければなというふうに思っております。

いずれにしろ、これからはそうした部分を含めた多岐多様による社会福祉の在り方という部分で取り組んでいかなければならないものだと理解をしている次第でありますので、御理解をいた

できればというふうに思います。

併せて、今現在も進めておりますけれども、認知症の研修、要は職員のスキルアップをしておかなければなりませんので、それについては継続事業として認知症対応型の研修事業についてはしっかりと、今現在からも継続して実施をしていく予定といたしております。

○議長（田中誠君）

伊藤忠之君。

○3番（伊藤忠之君）

ただいま町長から御答弁いただきましたけれども、認知症対策として、認知症型の、実は僕、認知症型と言ったのは、結構世の中で、実はグループホームと言われるとサ高住のことを考えられる方もちょっとおられますので、あえて、本当にグループホームは実は認知症に特化したものなんですけれども、認知症型グループホームという形で呼ばさせていただきました。

これの運営、建設に関しましては、力強く前向きに検討していただきたいと、そのように思っております。

時間も来ましたので最後にしますが、本日は、実はこれ項目ではございませんけれども、保健福祉及び社会福祉の体制、在宅介護サービス、認知症対策、主にこの3点について町のお考えをお伺いいたしました。

冒頭にも申し上げましたが、この昨今、社会全体が大きな転換期を迎えており、それに伴い保健福祉や社会福祉を取り巻く情勢も大きく変化してきております。国の施策も猫の目のように、毎年のように変化してきており、それに対応する各関係所管も大変だと十分理解しているところでございます。

ただ、この保健福祉や社会福祉の課題に関しては、何回も申し上げますが、町民がこの住み慣れた町で安心して暮らしていけるようにするため、そのためにもとても重要な課題だと私は思っております。この福祉全般の課題を町全体の課題と捉え、福祉政策が立ち遅れることのないように、スピード感を持って今後力強く町政運営を行っていただくことを切に願って、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

ありがとうございました。清里町における保健福祉また社会福祉、それぞれの役割の中でスピード感を持ってしっかりと対応ができるように、全体としての組織体制等も踏まえながら対応をしていきたいと考えているところであります。

とりあえずの部分から申し上げますと、先ほど来申し上げておりますように、令和5年度からは包括支援センターを清里直営に移行をしながら、それを機としながら全体的な在り方についても見直し、点検を加え、また制度的な部分、サービスの部分についても、先ほど来申し上げておりますように、常に見直し、点検をして、今の時代に合う、その時々時代に合う制度として普及ができるように考えていきたいと考えているところでありますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（田中誠君）

これで伊藤忠之君の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。ここで13時まで休憩といたします。

休憩 午前11時46分
再開 午後 1時00分

○議長（田中誠君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

●日程第8 議案第61号 ～ 日程第14 議案第67号

○議長（田中誠君）

ここで、日程第8、議案第61号、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例から日程第14、議案第67号、清里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例まで7件について、関連がありますので一括議題にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第8、議案第61号から日程第14、議案第67号までの7件を一括議題とすることに決定しました。

7件について、提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（野呂田成人君）

ただいま一括上程されました議案第61号、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例から、議案第67号、清里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例まで7件につきまして、一括提案の理由を御説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、地方公務員の定年について、国家公務員の定年と同様に令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に引き上げることを踏まえ、令和3年6月11日公布された地方公務員法の一部を改正する法律、いわゆる新地方公務員法の公布に伴い、関係条例の改正を行うものです。

それでは、議案第61号、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明いたしますので、別冊の審議資料1ページをお開き願います。

表の右側が改正前の条例、左側が改正後の条例で、改正箇所アンダーラインを引いております。

条例に、新たに管理監督職勤務上限年齢制と定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、検索しやすいように目次を追加し、本条例を章立てにするよう第1章から附則まで追加記載をしております。

第1章総則第1条には、地方公務員法の根拠条文を示しております。

次に、第2章、定年制度とし、2ページをお開きください。第3条の年齢を「60年」から「65年」に改めます。

第4条の各条文は、定年前役職定年制度に該当しても勤務の特殊性や人事運営管理上、当該職員を管理監督職として任用しなければならないときに1年単位で最長3年まで、管理監督職として任命できる規定となっております。

3ページ下段を御覧ください。

第3章は、管理監督職勤務上限年齢制の新設で、定年延長後の新制度であり、4ページをお開き願います。第6条に、管理監督職勤務上限年齢の対象となる管理監督職を、第7条に、管理監督職勤務上限年齢を60年とすること、第8条に、他の職への降任を行うに当たって遵守すべき基準を、5ページを御覧ください。第9条に、管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例を、7ページをお開きください。第10条で、異動期間の延長等に係る職員の同意を、第11条で、異動期間の延長事由が消滅した場合の措置を新設しております。

7ページ下段からは第4章として、多様な働き方の一つとして導入される定年前再任用短時間勤務制の条文を新設しており、第12条及び8ページをお開きください。第13条に、定年前再任用短時間勤務職員の任用を新設しております。

第5章は雑則であり、第14条委任事項の記載であります。

次に、8ページ下段の制定附則につきましては経過措置に係る附則で、定年年齢を令和13年度まで段階的に65歳まで引き上げることから、第3項として経過措置を、9ページを御覧ください。第4項として、当分の間、60年に達する年度の前年度に、対象職員に対し、60年以後の適用される任用及び給与措置等の必要な情報提供と勤務意思の確認を行う規定を設けるものです。

10ページをお開きください。

最後に、改正附則になりますが、第1条で施行期日を、第2条で勤務延長に関する経過措置を、11ページを御覧ください。第3条及び14ページをお開きください。第4条、第5条、15ページ下段、第6条で定年退職者等の再任用に関する経過措置を、16ページをお開きください。第7条は、令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢を、17ページを御覧ください。第8条は、令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢を、第9条は、令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員を、18ページをお開きください。第10条は、定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置を、19ページを御覧ください。第11条は、令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢を記載しております。

議案書にお戻りください。

続きまして、議案第62号、町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明を申し上げます。

本条例は、さきに御説明いたしました職員の定年等に関する条例の改正に伴い改正するもので、これまでの再任用職員に関しましても必要事項を定めておりました職員の再任用に関する条例の廃止を受け、短時間勤務も含めた再任用職員を職員の定年等に関する条例で定める定年前再任用短時間勤務職員に改正するとともに、給与法等に基づき、一部文言を合わせ改正するものであります。

改正内容につきましては、同じく新旧対照表により御説明いたしますので、審議資料20ページをお開き願います。

第4条第3項の改正につきましては、「再任用職員」を改め、「定年前再任用短時間勤務職員」

とし、その給与を定めるものです。

21ページからの第9条の3から25ページ、第18条までの改正につきましては、定年前再任用短時間勤務職員への改正及び文言等の改正ですので、説明は省略させていただきます。

26ページをお開き願います。

附則の第8項から、28ページをお開き願います。第14項までは制定附則の追加であり、60歳以降の職員の給与については、当分の間、国家公務員同様60歳時の給与月額の7割を措置するものとして必要な事項を定めたものであります。

改正附則につきましては、第1項で施行期日を、第2項から、30ページをお開きください。第8項までは経過措置を、別表第1の行政職給料表と、31ページの別表第2医療職給料表は、職員区分と基準給料月額の語句の記載となっております。

議案書にお戻りください。

続きまして、議案第63号、公益的法人等への町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

改正内容につきましては、同じく新旧対照表にて御説明いたしますので、審議資料32ページをお開き願います。

本件につきましても、新地方公務員法に基づき、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めることから同法の条番号を整理するもので、附則につきましては、第1項で施行期日を、33ページの第2項第3項は経過措置として公益的法人に派遣できない職員として、暫定再任用職員は適用しない旨の規定となっております。

議案書にお戻りください。

続きまして、議案第64号、清里町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

改正内容につきましては、同じく新旧対照表により御説明いたしますので、審議資料34ページをお開き願います。

本件につきましても、新地方公務員法に基づき再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めることから同法の条番号を整理するもので、附則につきましては施行期日を記載しております。

議案書にお戻りください。

続きまして、議案第65号、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

改正内容につきましては、同じく新旧対照表により御説明いたしますので、審議資料35ページをお開き願います。

本件は、国家公務員に準じて、減給の効果として支給される給与の額が当該俸給の支給日に減ずる減給額に満たないときは、支給される額をもって、当該支給日に減ずる減給分は打ち切る規定であり、附則につきましては施行期日を記載しております。

議案書にお戻りください。

続きまして、議案第66号、清里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

改正内容につきましては、同じく新旧対照表により御説明しますので、審議資料36ページ、お開き願います。

本件につきましても、新地方公務員法に基づき再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤

務職員に改めることとし、同法の条番号を整理するもので、説明は省略させていただきます。

38ページをお開き願います。

附則につきましては、施行期日を記載しております。

議案書にお戻りください。

続きまして、議案第67号、清里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

改正内容につきましては、同じく新旧対照表により説明いたしますので、審議資料39ページ、お開き願います。

本件につきましても、新地方公務員法に基づき、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改める語句の整理を行うもので、説明は省略いたします。

46ページ、お開き願います。

附則につきましては、施行期日を記載しております。

以上で、一括提案となりました議案第61号から議案第67号まで、7件の提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（田中誠君）

7件について、一括して質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

7件について、一括して討論を行います。

（「討論なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第61号、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

これから議案第62号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第62号、町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可

決されました。

これから議案第63号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第63号、公益的法人等への町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

これから議案第64号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第64号、清里町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

これから議案第65号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第65号、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

これから議案第66号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第66号、清里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

これから議案第67号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第67号、清里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

●日程第15 議案第68号

○議長（田中誠君）

日程第15、議案第68号、ケアハウスきよさとの指定管理者の指定についてを議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（水尾和広君）

ただいま上程されました議案第68号、ケアハウスきよさとの指定管理者の指定について提案理由を説明いたします。

清里町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定により、指定管理者の指定を行うため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

管理を行わせる施設は、平成30年度の設立当初から指定管理者として管理運営をしており、施設の名称は、清里町羽衣町35番地34、ケアハウスきよさと。

指定する団体は、清里町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条による公募によらない指定管理者の候補者の選定により、清里町羽衣町35番地35、社会福祉法人清里町社会福祉協議会 会長 横井英治であります。

指定の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間であります。

以上で説明を終わります。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから議案第68号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第68号、ケアハウスきよさとの指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

●日程第16 議案第69号

○議長（田中誠君）

日程第16、議案第69号、令和4年度清里町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長（宮津貴司君）

ただいま上程されました議案第69号、令和4年度清里町一般会計補正予算（第7号）について提案理由を説明いたします。

今回の補正予算の主な内容ですが、9月に引き続きまして原油価格、それから物価高騰等の緊急対策事業といたしまして、ロシア、ウクライナの情勢、それからコロナ禍を背景といたしました原油価格・電気料等を含む物価高騰の影響を鑑みまして、農業者、介護福祉事業者への負担軽減支援、それから地域に対する地域内の消費低迷対策、それらに加え公共施設の燃料・電気等の維持費の追加、そういったものの所要の措置を講じてまいります。

補正予算額は、第1条第1項に記載のとおり、歳入歳出それぞれ7,888万1,000円を追加し、予算の総額を59億9,929万7,000円とするものです。

先に、第2条繰越明許費補正及び第3条地方債補正について説明いたします。

議案書2枚をめくってください。

第2表繰越明許費補正について説明いたします。

追加としまして、2款総務費、2項総務管理費、行政基幹システム標準化・共通化移行事業につきましては、調査を行う期間について年度を超える見込みがあるということで、調査業務委託に係る事業費700万円を追加計上いたします。

続いて、2款総務費、3項開発促進費、地域拠点施設整備事業につきましては、施設整備に伴う大規模小売店舗立地法の届出について、事業期間が年度を超えることが見込まれるため、これらの申請に係る業務委託事業費200万円を追加計上いたします。

次に、第3表地方債補正について説明いたします。

追加として、役場庁舎冷房改修事業について、起債の活用が可能となったことに伴いまして、役場庁舎冷房改修事業債として1,130万円を限度額として設定をいたします。

変更といたしまして、社会資本整備総合交付金事業債、道路保全事業債につきましては、特定財源確保と事業費の確定に伴いまして、それぞれ限度額の減額変更を行うものであります。

次に、歳入歳出予算の補正内容について説明いたします。別冊の令和4年度補正予算に関する説明書4ページをお開きください。

歳出から説明をいたします。

2款総務費、2項総務管理費、2目財産管理費、町有財産管理事業費につきましては、燃料・電気代の上昇分として、江南総合研修センター施設運営に係る補助金15万6,000円を追加計上いたします。財源は一般財源です。

同日基金管理運用事業費につきましては、燃料・電気代の上昇に伴う老健施設の委託料の増額に伴いまして200万円を減額いたします。財源はその他財源です。

4目広報費、広報きよさと発行事業費につきましては、制作ページ等の増加などに伴いまして制作業務委託料の増額を行うもので、80万円を追加計上いたします。財源は一般財源です。

5目自治振興費、街灯管理事業費につきましては、電気代の上昇分として50万円を追加計上いたします。財源は一般財源です。

7目防災対策費、防災対策事務費につきましては、防災訓練中止に伴い事業費145万8,000円を減額いたします。財源は一般財源です。

9目総合庁舎管理費につきましては、燃料・電気代の上昇分として409万5,000円を追加計上いたします。財源は一般財源です。

また、役場庁舎冷房改修事業の起債の活用に伴い、財源の一部振替を行ってまいります。

12目札弦センター費につきましては、燃料・電気代の上昇分として21万8,000円を追加計上いたします。財源は一般財源です。

13目緑センター費につきましては、燃料・電気代の上昇分として17万9,000円を追加計上いたします。財源は一般財源です。

14目町民活動施設費につきましても、燃料・電気代の上昇分として29万9,000円を追加計上いたします。財源は一般財源です。

18目行政情報システム管理費、行政基幹システム管理運用事業費につきましては、行政基幹システムの、国が示しております標準化・共通化への移行に向けて調査業務の追加と行政基幹システムの改修事業の減額分、これを合わせて521万1,000円を追加計上いたします。財源は一般財源です。

同日財務会計システム管理運用事業費につきましては、令和4年度決算統計の帳票の追加に伴い、集計を行う財務会計システムの改修を行う経費として202万2,000円を追加計上いたします。財源は一般財源です。

補正後の総務管理費、項の合計額は6億2,655万5,000円となります。

2款総務費、6項選挙費、3目知事道議会議員選挙費につきましては、令和5年4月に予定されている知事・道議会議員選挙の令和4年度執行分として423万8,000円を追加計上いたします。財源は、国道支出金と一般財源です。

補正後の選挙費、項の合計額は1,124万5,000円となります。

2款総務費、9項新型コロナウイルス感染症対策費、1目新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業費につきましては、主にコロナ禍も踏まえた原油価格・物価高騰等緊急対策として、農業者に対する肥料・飼料価格高騰対策支援に2,237万7,000円、介護福祉事業者への物価高騰・感染症対策支援に793万3,000円、また、地域内における消費低迷対策事業として3,839万円など、事業費総体で6,884万6,000円を追加計上いたします。財源は、国道支出金と一般財源であります。

同日新型コロナウイルスワクチン接種事業費につきましては、令和3年度国庫補助金の確定による返納金として394万4,000円を追加計上いたします。財源は、一般財源です。

補正後の新型コロナウイルス感染症対策費、項の合計額は2億6,441万円となります。

3款民生費、1項社会福祉費、4目老人福祉費につきましては、介護老人保健施設きよさと、それからケアハウスきよさにおける燃料・電気代等の上昇分として、合計463万円を追加計上いたします。財源は、その他財源と一般財源です。

補正後の社会福祉費、項の合計額は7億6,337万7,000円となります。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童母子福祉費、子ども・子育て支援交付金事業費につきましては、過年度返納金として109万2,000円を追加計上いたします。財源は、一般財源です。

同日出産・子育て応援交付金事業費につきましては、国策による新たな事業として出産・育児関連用品の購入費助成、それから子育て支援サービスの利用負担軽減を図るための事業費として259万8,000円を追加計上いたします。財源は、国道支出金と一般財源です。

2目保育所費、保育事業費につきましては、令和3年度事業実績による過年度返納金として2,000円を追加計上いたします。財源は、一般財源です。

同日保育施設管理事業費につきましては、燃料・電気代の上昇分として67万9,000円を追加計上いたします。財源は、一般財源です。

補正後の児童福祉費、項の合計額は1億1,328万4,000円となります。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、予防接種事業費及び母子保健事業費につきましては、令和3年度事業実績による過年度返納金として、合計17万1,000円を追加計上いたします。財源は、一般財源です。

3目各種医療対策費、後期高齢者医療療養給付事業費につきましては、療養給付費の令和3年度精算分として1,667万1,000円を減額いたします。財源は、国道支出金と一般財源です。

また、国民健康保険事業特別会計繰出事業費の財源の一部振替を行ってまいります。

4目環境衛生費につきましては、関連施設の燃料・電気代の上昇分として合計325万円を追加計上いたします。財源は、一般財源です。

5目保健福祉総合センター費につきましては、燃料・電気代の上昇分として927万1,000円を追加計上いたします。財源は、一般財源です。

補正後の保健衛生費の項の合計額は3億9,784万9,000円となります。

2項清掃費、1目清掃事業費につきましては、関連施設の電気代の上昇分として合計420万円を追加計上いたします。財源は、一般財源です。

補正後の清掃費、項の合計額は1億3,895万1,000円となります。

5款農林水産業費、1項農業費、2目農業振興費、農業経営支援対策事業費につきましては、環境負荷への軽減を図る農業者への支援事業費として18万9,000円を追加計上いたします。財源は、国道支出金と一般財源です。

補正後の農業費、項の合計額は3億689万8,000円となります。

6款商工費、1項商工費、2目観光振興費、情報交流施設管理事業費につきましては、燃料・電気代の上昇分として37万9,000円を追加計上いたします。財源は、一般財源です。

同日地域イベント支援事業費につきましては、ふるさと産業まつりなどの中止に伴い、事業費220万円を減額いたします。財源は、一般財源です。

補正後の商工費、項の合計額は2億307万5,000円となります。

7款土木費、1項道路橋梁費、1目道路橋梁費、道路橋梁管理事業費につきましては、降雨の影響による復旧費の増加による委託料の増額と、除雪車の更新事業に係る執行残減額分を合わせて2,515万円を減額いたします。財源は、国道支出金及び地方債並びに一般財源です。

2目道路新設改良費、道路橋梁保全対策事業費につきましては、事業費確定に伴う減額として411万円を減額いたします。財源は、地方債と一般財源です。

補正後の道路橋梁費、項の合計額は4億3,589万9,000円となります。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、小学校施設管理事業費につきましては、燃料・電気代の上昇分として534万1,000円を追加計上いたします。財源は、一般財源です。

補正後の小学校費、項の合計額は2億5,703万5,000円となります。

3項中学校費、1目学校管理費、中学校施設管理事業費につきましては、燃料・電気代の上昇分として220万6,000円を追加計上いたします。財源は、一般財源です。

2目教育振興費、クラブ活動支援事業費につきましては、部活動の冬季大会出場経費の補助金分として60万円を追加計上いたします。財源は、一般財源です。

補正後の中学校費、項の合計額は3,614万9,000円となります。

4項社会教育費、2目生涯教育費、学童保育事務支援システムの導入経費分として59万4,000円を追加計上いたします。財源は、一般財源です。

3目生涯学習総合センター費につきましては、燃料・電気代の上昇分として272万8,000円を追加計上いたします。財源は、一般財源です。

4目図書館費につきましては、郷土資料館の電気代の上昇分として2万7,000円を追加計上いたします。

補正後の社会教育費、項の合計額は1億4,153万5,000円となります。

5項保健体育費、1目保健体育総務費につきましては、武道館、スケートリンク、ゲートボール場の燃料・電気代の上昇分として合計60万4,000円を追加計上いたします。財源は一般財源です。

同目団体支援事業費につきましては、斜里岳ロードレース大会中止に伴い、事業費290万5,000円を減額いたします。財源は、その他財源と一般財源です。

2目トレーニングセンター費につきましては、燃料・電気代の上昇分として合計328万3,000円を追加計上いたします。財源は、一般財源です。

4目スキー場管理費につきましても、燃料の上昇分として5万2,000円を追加計上いたします。財源は、一般財源です。

5目学校給食センター費につきましても、燃料の上昇分として97万1,000円を追加計上いたします。財源は、一般財源です。

補正後の保健体育費、項の合計額は1億5,244万4,000円となります。

次に、歳入について説明いたします。

2ページをお開きください。

14款国庫支出金、1項国庫負担金につきましては、国民健康保険事業特別会計繰出事業費の特定財源分として、右記載の負担金46万5,000円を追加計上し、項合計額を1億5,564万6,000円といたします。

4項国庫交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業費、出産・子育て応援事業費、除雪車更新事業の特定財源分として、右記載の交付金合計4,441万7,000円を追加計上し、項合計額を1億6,393万円といたします。

15款道支出金、2項道補助金につきましては、農業経営支援対策事業費の特定財源分として、右記載の補助金14万1,000円を追加計上し、項合計額を7,444万4,000円といたします。

3項道委託金につきましては、知事・道議会議員選挙運営事業費の特定財源分として、右記載の委託金150万円を追加計上し、項合計額を1,569万2,000円といたします。

4項道交付金につきましては、出産・子育て応援事業費の特定財源分として、右記載の交付金43万3,000円を追加計上し、項の合計額を9,371万4,000円といたします。

17款繰入金につきましては、歳出補正財源の一般財源分として、財政調整基金繰入金7,072万5,000円を追加計上し、項の合計額を4億6,171万1,000円といたします。

19款諸収入、3項雑入につきましては、斜里岳ロードレース大会中止に伴う特定財源分の減額として、右記載の助成金100万円を減額し、項の合計額を4億8,608万4,000円といたします。

20款町債につきましては、役場庁舎冷房改修事業費の特定財源分と除雪車更新事業及び道路橋梁保全対策事業費の事業費確定に伴いまして、右記載の起債、合計3,780万円を減額し、項の合計額を4億2,094万9,000円といたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。伊藤忠之君。

○3番（伊藤忠之君）

今回、補正予算に関することなんですけれども、全体にということではないんです、ちょっと项目的なところで1点気になるところがあったので質疑させていただきます。

補正予算に関する説明書の4ページにあります歳出になりますけれども、2款総務費、2項総務管理費、4目広報費、80万の増ということなんですけど、この部分、広報きよさと発行事業費として、制作ページの増によるものということで80万増額という形となっておりますが、制作ページ増ということは、今回これはアウトソーシングしているんですけど、こちらのほうからページ数の増をお願いしているものなのか、それとも向こうのほうからページが増になったからこの額なのかということ、まずそこをお聞かせ願います。

○議長（田中誠君）

企画政策課長。

○企画政策課長（宮津貴司君）

編集上の都合により、こちらから増ページをお願いしていると。結果的に、今のところ3月までの編集分に若干の不足が生じるということで、今回12月で措置をさせていただきました。

○議長（田中誠君）

伊藤忠之君。

○3番（伊藤忠之君）

こちらからの依頼ということなんですけれども、ちょっと細かい話になりますけれども、皆さん感じている方もおられるのかなと思いますが、いろんな町民の方々から、12月号だったと思うんですけど、結構厚い広報になっていまして、1ページ目から鳥獣の関係等々で、写真なり人物なりも全部町外の人たちで、これが果たして、もちろん大事なことなんですけど、清里町の広報誌としてどうなのかなという意見、結構いろんなところから聞いております。大事なことなんですけども、あくまで清里町の広報なので、そういうところにページが増になっていって、という雰囲気もあるのかなと思ったので、ちょっと気になったんで今聞いてみたんですけど、そういうところはどのようにお考えになっておりますか。

○議長（田中誠君）

企画政策課長。

○企画政策課長（宮津貴司君）

広報の編集の基本的な考え方やスタンスだと思うんですけど、我々は町民が全て写っているのが広報誌、町内の自治体の広報誌だとは思ってなくて、編集の都合上、どうしても町外の人

葉や知識や知性といったものが、または紹介といったものが必要な場合に応じても、これまでも町外の方に度々出演していただき、または取材に応じただき記載をしまいいりました。

今回の編集の内容につきましては、どうしても町内でそういった知見を持った方や事例が少なかったということで、一部町内の方も御出演いただいておりますが、最終的な編集の全体の構成として、このような形を取らせていただいたということでもあります。それについて賛否両論あるのは御意見として伺っておきたいとは思いますが、これに関していい悪いでは我々はないと思っております。広報というのは、今年、外部制作を行っておりますが、町の皆さんに誌面を通じて、いろんなことを感じ取っていただく、知っていただく。あるいは広報というのは一部分、地域の文化やそういったものを根づかせるための一つの媒体として私たちは存在しているものと、そのように常日頃感じております。今年からの委託に伴う広報の新たな方向性ということは今模索しながら進めさせていただいているところでありますので、今後も恐らく同じような形で、度々、町外の方の御出演とか取材を掲載させていただく機会はあるかと思っておりますが、広い目で町民の皆さんから受け止めていただけて御覧いただきたいと思います、そのように思っております。

○議長（田中誠君）

伊藤忠之君。

○3番（伊藤忠之君）

3回目になりますので。今の課長の御答弁、もう十二分に私なりには、納得まではいかないですけど、理解できる部分がかかなりあるなと思っております。

ただ、やはり今課長おっしゃったとおり、今年からの事業なんで、どうしても町民の方々にはいろんな意味で違和感を覚える部分もあるでしょうし、そういう部分も十二分に参酌しながら、初年度ですから、このまますぐ流れていくというよりは、またちょっと見直しなり何なりいろいろ行いながら、次年度につなげていただきたいと思いますなとそのように思います。

○議長（田中誠君）

企画政策課長。

○企画政策課長（宮津貴司君）

今年度から始まっています新しい広報の在り方の一つのスタイルということで、御提示させていただいております。

新しいものですので、いろんな町民の皆さんの反応やハレーションもあることを大前提としながら、我々は、まず住民の皆さんにいろんなことを知っていただく、あるいは感じていただく、そういった町の歴史や文化を感じ取っていただくということを編集の内容として注力しながら、引き続きやっていきたいと思っております。

ただ、いろんな声はいろんな声として受け止める度量としては持っておりますので、今後も引き続きいろんな御意見、お聞かせいただければと思います。

○議長（田中誠君）

ほか、質疑ございませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

これから討論を行います。

（「討論なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから議案第69号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第69号、令和4年度清里町一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり可決されました。

●日程第17 議案第70号

○議長（田中誠君）

日程第17、議案第70号、令和4年度清里町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町民課長。

○町民課長（阿部真也君）

ただいま上程されました議案第70号、令和4年度清里町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、第1条第1項記載のとおり、歳入歳出総額の増減はなく、予算の総額を7億6,680万4,000円とするものです。

第1条第1項につきましては、別冊の国民健康保険事業特別会計事項別明細書により、後ほど御説明いたします。

今回の補正は、令和3年度の医療給付費等に伴う交付金に係る精算通知により、歳出科目において基金積立金を88万6,000円減額し、諸支出金に同額を追加し、国民健康保険事業療養給付費等交付金の過年度返納金の支出に備えるものです。

この補正は各款による補正額相殺となるため、歳入歳出の総額の増減はありません。

それでは、令和4年度補正予算に関する説明書の16ページをお開きください。

歳出の説明をいたします。

7款基金積立金、1項基金積立金、1目基金積立金、24節積立金、説明欄に移りまして、基金積立金を88万6,000円減額いたします。

次に、8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、22節償還金利子及び割引料、説明欄に参りまして北海道国民健康保険給付費等交付金返納金88万6,000円の追加を行います。

財源につきましては一般財源となっております。

以上、補正予算の説明とさせていただきます。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから議案第70号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第70号、令和4年度清里町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

●日程第18 議案第71号

○議長（田中誠君）

日程第18、議案第71号、令和4年度清里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。産業建設課長。

○産業建設課長（北川実君）

ただいま上程されました議案第71号、令和4年度清里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、第1条第1項に記載のとおり、歳入歳出それぞれ315万円を追加いたしまして1億5,687万1,000円とするものでございます。

第1条第2項につきましては、別冊の清里町農業集落排水事業特別会計事項別明細書によりまして、後ほど御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、下水処理施設の電気料高騰に対しまして補正を実施するものでございます。

それでは、令和4年度補正予算に関する説明書の18ページ、御覧ください。

歳出より御説明申し上げます。

1款総務費、1項総務管理費、2目施設管理費につきまして、需用費、光熱水費を315万円増額いたします。

上段の歳入を御覧ください。

特定財源でございます4款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金につきまして、一般会計繰入金315万円を増額いたしまして7,333万1,000円とするものでございます。

以上で、提案理由の御説明とさせていただきます。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから議案第71号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第71号、令和4年度清里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

●日程第19 議案第72号

○議長（田中誠君）

日程第19、議案第72号、令和4年度清里町焼酎事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。焼酎醸造所長。

○焼酎醸造所長（永野宏君）

ただいま上程されました議案第72号、令和4年度清里町焼酎事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由について御説明申し上げます。

今回の補正は、第1条第1項に記載のとおり、歳入歳出それぞれ1,297万7,000円を追加し、予算の総額を1億1,922万2,000円とするものであり、焼酎売払収入の売上見込みの上方修正と、それに伴う資材経費の追加及び物価高騰に係る増額補正でございます。

第2項につきまして、別冊の補正予算に関する説明書により御説明申し上げます。焼酎事業特別会計歳入歳出予算事項別明細書の20ページをお開き願います。

歳出から御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の増額につきましては、需用費、燃料費で5万4,000円の増額、役務費、通信運搬費で156万5,000円の増額、公課費につきましては消費税で

153万8,000円、酒税で213万3,000円の計367万1,000円の増額、合わせまして529万円を増額補正するものでございます。財源は一般財源となります。

2款製造費、1項製造管理費、1目醸造費の増額につきましては、需用費につきまして768万7,000円を増額するものでございます。

内訳につきましては、右記載のとおりであります。

財源につきましては一般財源となります。

次に、歳入につきまして、同じく20ページ上段を御覧願います。

1款財産収入、1項財産売払収入、1目生産物売払収入につきまして1,297万7,000円を増額補正いたします。

以上で説明を終わります。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから議案第72号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第72号、令和4年度清里町焼酎事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

●日程第20 意見案第5号

○議長（田中誠君）

日程第20、意見案第5号、物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化に関する意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。産業福祉常任委員会委員長 伊藤忠之君。

○産業福祉常任委員会委員長（伊藤忠之君）

産業福祉常任委員会提出の意見案第5号を説明いたします。

意見案第5号、物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化に関する意見書。本件について、地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意

見書を提出するものとする。

令和4年12月16日提出、清里町議会産業福祉常任委員会委員長 伊藤忠之。

次のページをお開きください。

前文を省略し、記以下の内容を説明いたします。

1、混迷する世界情勢等に伴い、燃油や肥料、飼料などの生産資材価格が高止まりしている中、コスト高が農畜産物の取引、販売価格に反映されず、生産現場は営農継続が危機的状況にあることから、流通・販売業者や消費者への理解醸成を図り、経費高騰に係る農畜産物の適正な価格形成が可能な環境を早急に整備すること。

2、コロナ禍やウクライナ情勢等で生産資材が高騰し、農業経営が逼迫している中、特に酪農家はかつてないほどの厳しい情勢にさらされ、存続の危機に瀕していることから、牛乳・乳製品等を含めた消費拡大対策を一層強化するなど、営農継続に向けて一刻も早く需給改善策を図るとともに、無利子等の金融対策も併せて講じること。

以上であります。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件については討論を省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

異議なしと認めます。

これから意見案第5号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、意見案第5号、物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化に関する意見書については原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま可決されました意見書の提出先並びに内容の字句等について、その整理等を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

異議なしと認めます。

したがって、意見書の提出先並びに字句等の整理については議長に委任することに決定しました。

●閉会・閉議宣告

○議長（田中誠君）

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和4年第7回清里町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉会 午後 1時58分